

日光市 スポーツ 推進計画

NIKKO SPORTS PROMOTION PLAN



「スポーツの力で スポーツで未来へ」

～“だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも”

スポーツに親しみ、スポーツの力で未来を創造するまち～



目次

第1部	総論	
第1章	計画策定にあたって	3
第1節	計画策定の背景と目的	3
第2節	計画の位置づけ	7
第3節	本計画におけるスポーツの定義	7
第4節	計画の期間	8
第2章	本市を取り巻く現状と課題	9
第1節	人口の推移と高齢化率の状況	12
第2節	スポーツと健康に関わる状況	13
第3節	ライフステージにおける状況	15
1	スポーツと子どもに関わる状況	15
2	スポーツと成人に関わる状況	20
3	スポーツと高齢者に関わる状況	21
4	スポーツと障がい者に関わる状況	23
5	総合型地域スポーツクラブに関わる状況	24
第4節	スポーツと施設に関わる状況	26
1	スポーツ施設等の立地状況	26
2	スポーツ施設等の利用状況	28
3	学校施設開放の利用状況	29
4	施設の整備・充実に対するニーズ	30
5	スポーツ環境施策に対する要望	31
第5節	スポーツと情報に関わる状況	32
第3章	「する」「観る」「支える」からみる現状と課題	33
第1節	「する」スポーツの現状と課題	33
第2節	「観る」スポーツの現状と課題	36
第3節	「支える」スポーツの現状と課題	38
第4章	本計画の基本理念	39
第5章	計画の施策体系	40
第2部	スポーツの推進	
第1章	生涯スポーツの推進	43
第1節	総合型地域スポーツクラブの育成支援	44
第2節	地域スポーツ活動の充実（コミュニティの醸成）	45
第3節	スポーツによる国内・国際交流の促進	46
第4節	スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の連携）	47
第5節	高齢者・障がい者向けスポーツの充実	48

第2章	子どものスポーツ活動の充実	49
第1節	子どもの体力向上・健康維持増進への取組	50
第2節	学校体育や運動部活動の充実	51
第3章	競技スポーツの推進	52
第1節	競技スポーツの充実	52
第2節	プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携	53
第3節	スポーツ指導者やボランティアの養成	55
第4章	スポーツ環境の整備・充実	56
第1節	スポーツ施設の環境整備	58
第2節	スポーツ情報の提供	59
第5章	計画を推進していくために	60
第1節	計画の実現に向けた市民や関係団体との連携・協働	60
第2節	スポーツを支える関係団体の役割	61
第3節	計画の進行管理	64
第4節	財源の確保	64
資料編		
	策定までの主な経過	67
	日光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱	68
	日光市スポーツ推進計画策定委員会 名簿	70
	日光市スポーツ推進審議会条例	71
	日光市スポーツ推進審議会委員 名簿	73
	スポーツ基本法	74

アンケート調査について

本市では、広く市民の意見・要望を把握し、今後のスポーツ施策の参考にすることを目的に、平成27年9月に18歳以上の市民の中から無作為で抽出した2,500人を対象に「日光市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査」（有効回答数1,396人、回答率55.8パーセント 以下「市民アンケート」）を実施しました。ここでは、本調査の結果を中心に各種調査や統計を参考にしながら、本市のスポーツの現状を、「する」「観る」「支える」といったスポーツの関わり方について3つの視点で分析するとともに、スポーツの実践に欠かせない「施設」や「情報」について分析しました。

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 本市を取り巻く現状と課題

第3章 「する」「観る」「支える」からみる現状と課題

第4章 本計画の基本理念

第5章 計画の施策体系

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

■計画策定の趣旨

これまで我が国のスポーツは、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」により振興が図られ、国民の身近なものとして浸透してきました。

近年、高度情報化の進展、急速な少子高齢化社会の到来など、大きく社会情勢が変化しライフスタイルが多様化する中、スポーツをする機会の減少、体力・運動機能の低下、社会保障の増大、人間関係や地域コミュニティの希薄化など、様々な社会問題が顕著化しています。

また、スポーツの実施目的の多様化、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況も大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正し、スポーツの推進のための基本的な法律として、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。また、同法の規定に基づき、平成24年3月には「スポーツ基本計画」が策定されました。これにより、「新たなスポーツ文化」を確立するため、従来のスポーツの振興から推進の時代へとシフトすることが示されました。

日光市（以下「本市」という）においては、「スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります」を市民憲章のひとつに掲げ、これまで豊かなスポーツライフの実現に向けて取り組み、一定の効果を上げてきました。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や栃木国体(2022年)の開催を控え、市民のスポーツへの注目度が高まる中、現行計画の終了年度を迎えるにあたり、社会環境の変化による多様なニーズに対応し、「スポーツの力」による活力あるまちづくりを目指すため、「日光市スポーツ推進計画」を策定します。

■スポーツの力（意義・効果）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大被害をもたらし、現在もなお、復旧・復興への取組が続けられ、国家規模での課題となっていますが、この震災や支援活動を通して多くの日本国民が「人との絆」の重要性を再認識するものとなりました。

また、トップアスリートが被災地を訪れるなど、スポーツを通じた様々な形の支援活動は、復興に向け歩みを進める人々に勇気と希望を与えるとともに、オリンピックなどの国際舞台におけるトップアスリートの活躍は、被災地のみならず日本国民に夢や感動、さらには、誇りや一体感をもたらし、改めて「スポーツの力」の大きさが認識されるようになりました。

スポーツの力

- ・スポーツは、多くの人に夢や感動をもたらします。
- ・スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。
- ・スポーツは、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進をもたらします。
- ・スポーツは、他人を思いやる心、フェアプレー精神や克己心を培うとともに、自ら学び、考える力を育むなど、次世代を担う青少年の健全育成をもたらします。
- ・スポーツは、人と人、人と地域、地域と地域の交流を深め、コミュニティの醸成と活力をもたらします。
- ・スポーツは、多くの人々を集わせる魅力を持ち、地域の交流と活性化をもたらします。

このように、「スポーツの力」は、体力や健康増進にとどまらず、医療・福祉・観光・経済・地域づくりなど、今や様々な課題解決の一翼を担う効果があります。

また、このような様々な課題の解決に向けて、スポーツをこれまでの『するスポーツ』としてみるのみではなく、プロスポーツなどを観戦する『観るスポーツ』や、多くの関係団体や指導者による『支えるスポーツ』として捉え、運動を目的としたスポーツから、心身の鍛錬や豊かな地域社会を育む社会教育へつなげる目的として、スポーツの推進に取り組む必要があります。



■国の動向

1 「スポーツ立国戦略」の策定

平成22年、文部科学省において「スポーツ立国戦略」が策定されました。これにより、今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性が示されました。

戦略の基本的な2つの考え方

- ①人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
- ②連携、協働の推進

今後10年間で実施すべき5つの重点戦略

- ①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

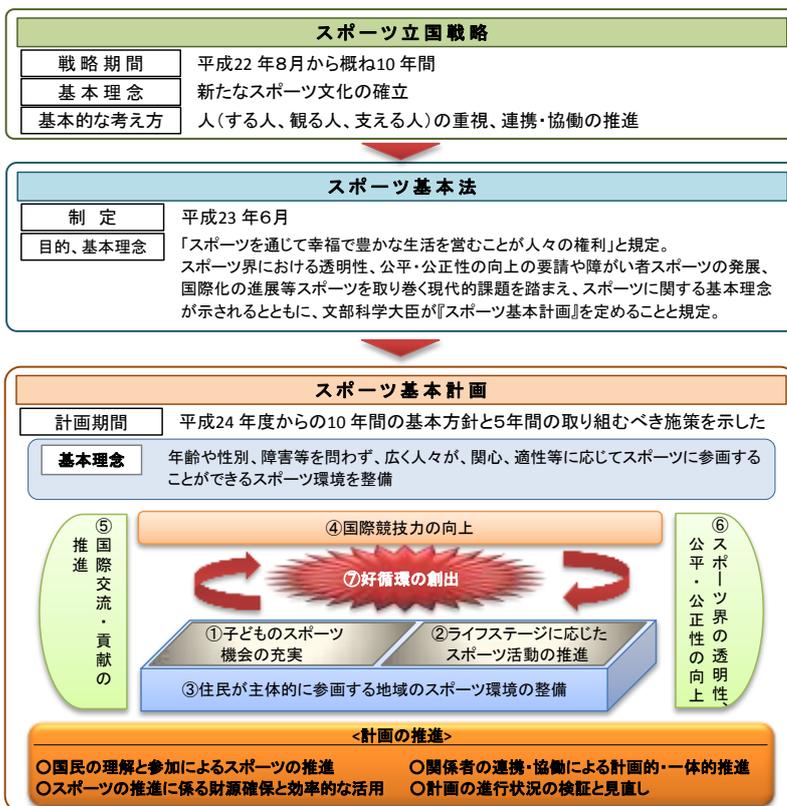
2 スポーツ基本法の制定

平成23年、スポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が制定され、スポーツの位置づけや目的、あり方が明確になるなど、スポーツ推進の基盤が構築されるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と、文化としてのスポーツに関わる権利である「スポーツ権」が初めて明言されました。

また、国においてスポーツに関する施策を総合的・計画的に進めていくための「スポーツ基本計画」を定めなければならないことが規定されました。さらに、地方公共団体においても国のスポーツ基本計画を参酌し、地域の実情に応じた「スポーツ推進計画」を定めるよう努めることが規定されています。

また、国においてスポーツに関する施策を総合的・計画的に進めていくための「スポーツ基本計画」を定めなければならないことが規定されました。さらに、地方公共団体においても国のスポーツ基本計画を参酌し、地域の実情に応じた「スポーツ推進計画」を定めるよう努めることが規定されています。

◆◇ スポーツ推進に関する近年の国の動向 ◇◆



3 スポーツ基本計画の策定

平成24年、スポーツ基本法に基づき、「スポーツ基本計画」が策定されました。今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針を定めるとともに、現状と課題を踏まえ5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき具体的施策が体系化されました。

4 スポーツ庁の創設

平成27年、国のスポーツの振興、その他スポーツに関する方針を相互的に推し進めていくことを目的に、新たに「スポーツ庁」が創設されました。

■県の動向

栃木県では平成23年から栃木県総合計画及び「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の施策体系に合わせ、そのスポーツ分野の計画として「とちぎスポーツ振興プラン21（二期計画）」を策定し、平成27年度に終期となりました。そこで、同計画で取り組んだ様々な施策の成果を踏まえ、本県の今後のスポーツ推進の方向性を示す「栃木県スポーツ推進計画2020」を策定しました。

県民の誰もがそれぞれのライフステージ（※）においてスポーツに親しめるようにすることは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現はもとより、地域の活性化や人と人との絆づくりにも寄与するとともに、本県スポーツ選手のオリンピックや国際大会、全国大会等での活躍は、多くの県民に感動や勇気を与え、子どもたちに大きな夢を与えることを念頭に、「みんなでつなげよう スポーツとちぎ」を掲げ、スポーツの推進に取り組んでいきます。

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階。

◆◇ スポーツ推進に関する県の動向 ◇◇

みんなでつなげよう スポーツとちぎ

全ての県民がスポーツ活動をとおり、世代や競技レベル、志向などを超えて交流し、県民一人ひとりのスポーツとの関わりや生活をより豊かなものにする

基本理念

領域1 生涯スポーツの推進

【目指す姿】

「する」「観る」「支える」といった多様なスポーツとの関わりを創出し、子どもから高齢者・障害者を含めたすべての県民が、それぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します

【基本施策】

- 地域におけるスポーツ機会の充実
- 高齢者や障害者のスポーツ参加の促進
- 多様なスポーツとのかかわりの推進

■□推進目標□■

【スポーツ活動実施率】

- 県政世論調査で「スポーツ活動を週1日以上実施した」と回答した県民の割合

2人に1人以上(50%以上)

領域2 子どもの運動・スポーツ活動の充実

【目指す姿】

生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくために必要な健康・体力への関心や、運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するとともに、幼少期からの運動習慣形成を目指します

【基本施策】

- 子どもの体力向上への取組
- 教科指導及び体育的行事の充実
- 運動部活動の充実

■□推進目標□■

【新体力テスト体力合計点】

- 全国体力・運動の能力、運動習慣等調査における小学校5年生及び中学校2年生の体力合計点の本県平均値

それぞれ0.5%以上の向上

領域3 競技力の向上

【目指す姿】

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催を控え、長期的・計画的な競技力向上策に取り組み、県民に夢や感動・喜びを与えられる高い競技力を持ったアスリートの育成を目指します

【重点課題】

- トップアスリートの育成
- 組織体制・指導体制の充実・強化
- 競技力向上のための環境整備

■□推進目標□■

【国民体育大会の総合成績】

- 国民体育大会の天皇杯・皇后杯順位

10位以内
(天皇杯1,400点以上、皇后杯700点以上)

領域4 県民総スポーツを実現する環境の整備

【目指す姿】

公共スポーツ施設の整備を促進し、その有効活用を検討するとともに、多くのスポーツ関係団体の連携・協働によるつながりを創出し、県民総スポーツの実現に向けたスポーツ環境の整備を目指します

【重点課題】

- 県立スポーツ施設や身近な公共スポーツ施設の活用
- スポーツ振興をめぐる連携・協働の推進

「総合スポーツゾーン」整備計画

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
新たな施設整備	新スタジアム	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続
	新体育館	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続	設計・諸手続
	屋内水泳場	導入可能性調査 アトバイザリー調査等	設計・諸手続等							
既存施設の改修・整備	新武道館	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等
	サブ競技場 (現陸上競技場)	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等
	硬式野球場	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等
その他 周辺整備	合宿所	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等	設計・諸手続等
	園地・園路 駐車場等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等	測量・設計等

施策の展開

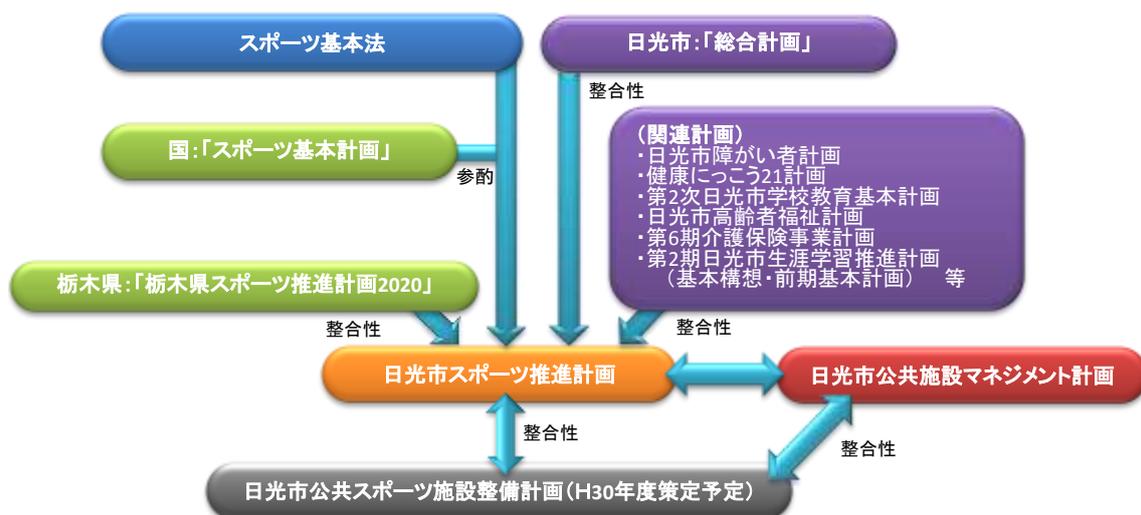
第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市におけるスポーツ推進の基本計画であり、第2次総合計画前期基本計画の分野別計画に掲げるスポーツ施策「スポーツを通じて育む豊かな暮らし」を実現するための計画です。

策定にあたっては、スポーツ基本法第10条「地方スポーツ推進計画」に該当するものとして、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、県のスポーツに関する計画、日光市政の最上位計画である「日光市総合計画」をはじめとした関連する施策分野別計画との整合性を図っています。

また、市民の身近なスポーツ活動の場である、公共スポーツ施設の整備については、新たに策定する「日光市公共スポーツ施設整備計画（H30年度策定予定）」において検討し進めていきます。

◆◆ 本計画の関連図 ◆◆



第3節 本計画におけるスポーツの定義

本計画では、スポーツの定義を、通常より幅広い概念で捉え、ルールに基づいて競う運動競技だけではなく、健康づくりのための体操や気分転換に行う散歩、自然に親しむ野外活動、介護予防のためのトレーニングなど、自ら目的を持って身体を動かすものについてはスポーツに含むものとします。

また、スポーツ観戦などの「観るスポーツ」や、スポーツ指導やスポーツに関するボランティア活動などの「支えるスポーツ」もスポーツとして捉えています。

第4節 計画の期間

本計画は平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10年計画とします。期間中は、計画の進捗状況や社会情勢の変化、その他、国のスポーツ基本計画、本市の総合計画など関連する計画との整合性に留意し、中間年にあたる5年後に必要な応じ見直しを実施します。

◆◇ 計画期間図 ◇◆



■□■ 日光市駅伝大会 ■□■



第2章 本市を取り巻く現状と課題

本計画の策定にあたり実施した「市民アンケート」において、本市が抱えるスポーツを推進していくための様々な課題がみえてきました。そこで、本計画第1部の第2章、第3章でアンケート結果を基に現在の現状と課題を整理し、計画第2部において課題解決に向けた施策を展開していきます。

■各ライフステージにおける課題

近年の社会問題である少子高齢化社会の進展に伴い、本市においても人口は減少しており、一方高齢化率は上昇を辿っています。高齢化が進むにつれて、市民の健康維持は重要な政策の柱となり、医療費増加の抑制についても今後の大きな課題となっていきます。

1 子ども期（0歳～19歳以下）における課題

新体力テストの結果をみると、本市における子ども期の身体能力は決して悪くはないものの、学校体育の授業でのみ運動をする子どもと、学校体育以外に運動部活動やスポーツ少年団で運動する子どもがいるなど、個々で運動量に差があり、全ての子どもに十分な運動をする機会を提供していくことが課題となっています。

2 成人期（20歳以上）における課題

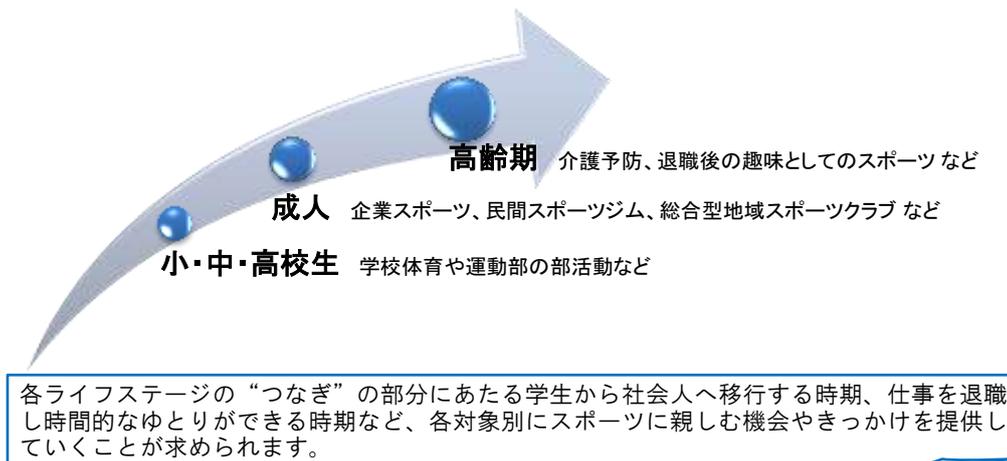
成人期をみると、「週1回以上スポーツを実施する成人の割合（スポーツ実施率）」は47.7%であり、国が目標としている65%に達していない状況です。また、60歳以上のスポーツ実施状況は概ね良好であるものの、スポーツの必要性を強く認識している子育て・働き盛り世代では運動する機会が少なく、日常生活の中で気軽にスポーツができる環境づくりが課題となっています。

3 高齢者・障がい者のスポーツにおける課題

本市の高齢者の健康に対する意識は高く、週3日以上スポーツを行っている割合も高齢者ほど高い傾向にあります。高齢者の生活の質を規定している日常生活動作能力（ADL）障がいの発生を予防し、いつまでも健康的な生活が送れるよう、今後も身近に取り組むことができるスポーツの推進が課題となります。

また、障がい者にとってスポーツは機能回復や障がいの軽減だけでなく、豊かな生活を送る上で大きな意義があり重要な活動となります。障がい者がもっと身近にスポーツに取り組めるよう、施設の環境整備やボランティアの養成が課題となっています。

以上のような各ライフステージにおけるスポーツ活動を支えていくために、総合型地域スポーツクラブの設置・育成が全国的に進んでいます。しかし、本市における総合型地域スポーツクラブに対する認知度は依然として低い状況であり、市民に広く周知を図ることで会員の確保につなげる必要があります。また、全国的にクラブの財源の確保や活動拠点の確保等が問題となっており、今後のクラブの育成・基盤強化をする上で大きな課題となります。



■スポーツ環境における課題

市内には、多くの公共スポーツ施設が設置されており、市民のスポーツ活動を支えています。また、本市では、市民の身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設開放事業も行っています。今後は利用者のニーズの変化に対応した施設の機能充実と長寿命化を図りながら、「日光市公共施設マネジメント計画」との整合性を図り適正な施設の維持管理・運営を行っていくことが課題となります。また、従来の本市の広報紙や自治会の回覧によるスポーツ情報の提供に加えて、市ホームページ等を活用した情報の提供を一層進めていく必要もあります。

■「する」スポーツにおける課題

市民アンケートによると、今後実施したいスポーツとして、散歩やウォーキングなどの軽スポーツに加え、ヨガや水泳、ピラティスなど、これまであまり取り組まれてこなかったスポーツのニーズが増えており、時代や環境の変化に対応したスポーツ施策が課題となっています。

■「観る」スポーツにおける課題

野球やサッカーなどのスポーツ観戦経験は多くなっている一方で、市内や県内で活動するプロ、トップスポーツ団体については観戦経験のない人が多数となっています。市民にとって身近なトップスポーツチームの試合をいかに気軽に観る環境をつくるかが課題となっています。

■「支える」スポーツにおける課題

市民アンケートによると、「支える」スポーツのひとつであるスポーツボランティアを行ったことがある人はわずかであり、関心も薄い結果となっています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や栃木国体等の開催に向け、市民のスポーツボランティアに対する関心が高まる中、計画的・長期的にスポーツボランティアを育成していくことが課題となっています。

■□■日光杯全日本女子 中学・高校生女子アイスホッケー大会■□■



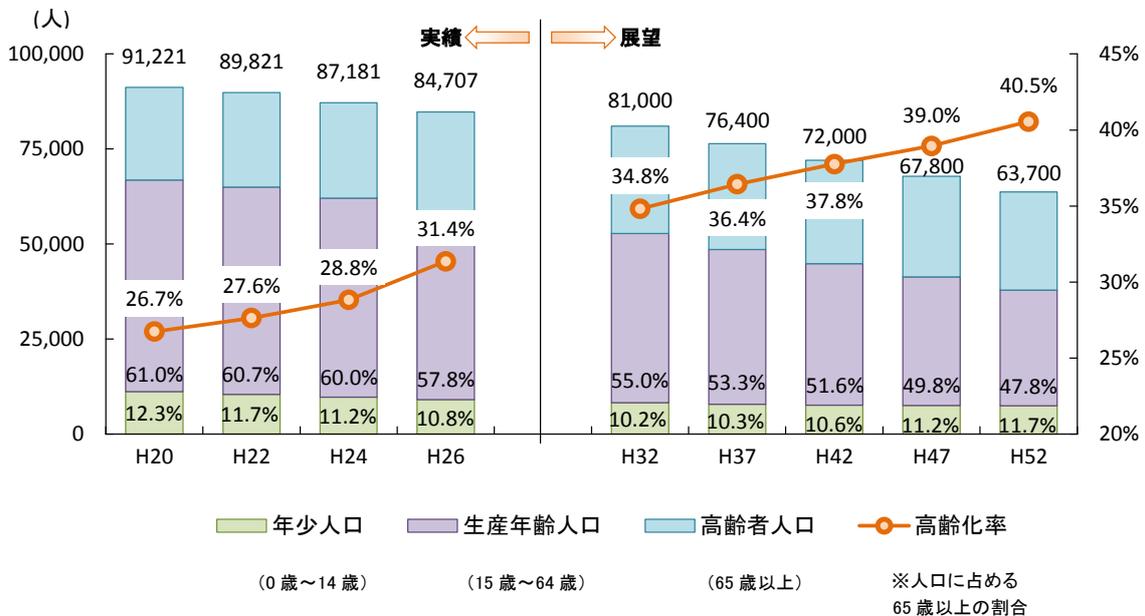
第1節 人口の推移と高齢化率の状況

本市の人口は一貫して減少を続け、平成27年11月1日現在で総人口が86,276人、高齢化率(※)は31.6%となっています。また、本市策定の「日光市人口ビジョン」によると、平成52年には総人口は63,700人程度となり、高齢化率は40.5%まで上昇すると見込まれています。

今後の本市のスポーツ推進において、このような市の人口構成の変化を見据えて中長期的に施策の展開を進めていく必要があります。

※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口割合。本市の総人口における65歳以上の割合は年々増加しています。

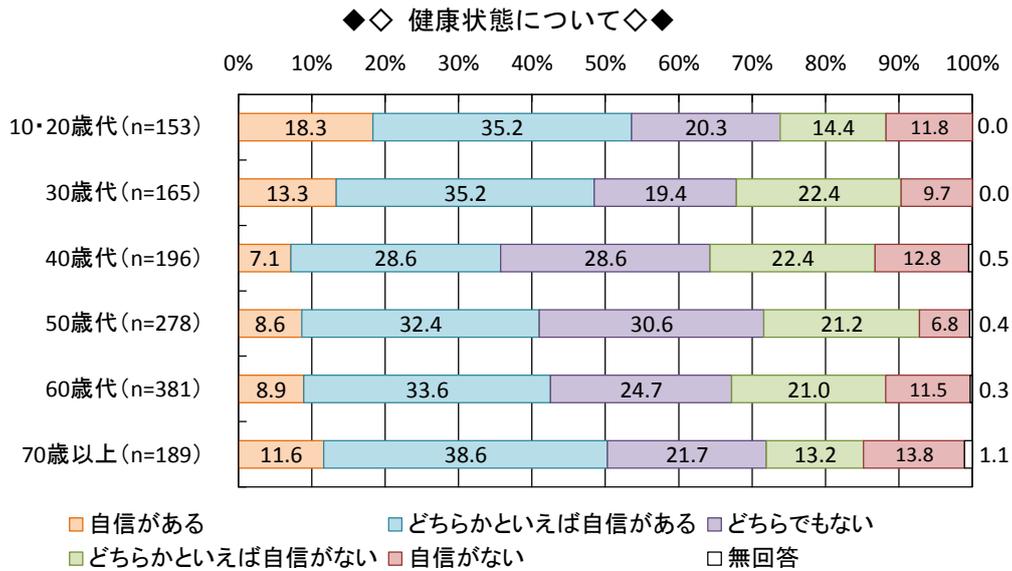
◆◇ 日光市の人口推移と今後の展望 ◇◆



資料：H20～H26 栃木県毎月人口調査報告書 各年10月1日現在
 H32以降 日光市人口ビジョン（アンケート調査結果を踏まえた将来展望）

第2節 スポーツと健康に関わる状況

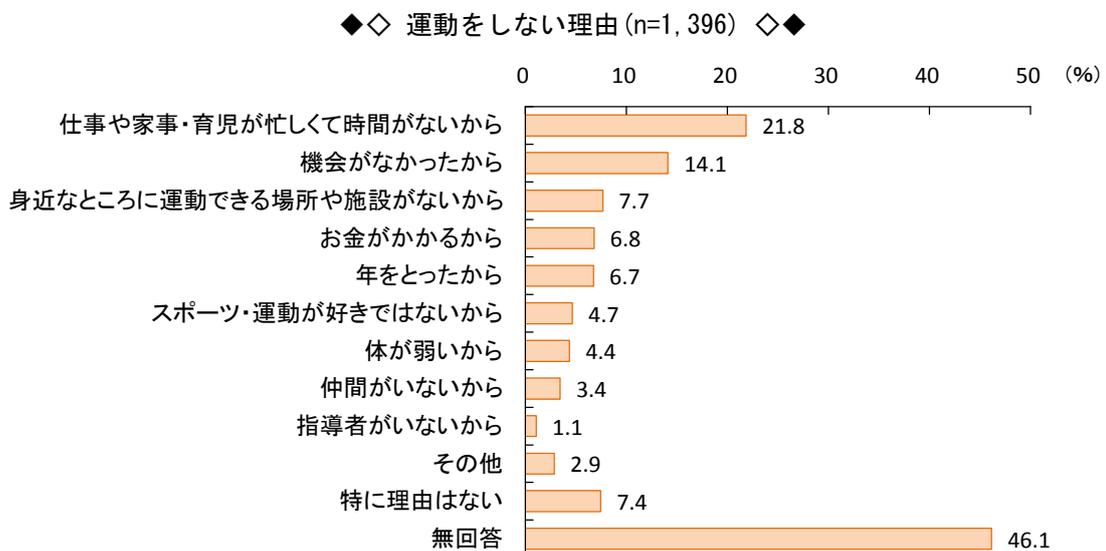
年代別に健康状態について聞いてみたところ、全ての年代で“自信がある”人が“自信がない”人を上回っていますが、40歳代ではその差はほとんどなく、“自信がある”人と“自信がない”人の割合はほぼ同じ値となっています。一方、40歳代から70歳以上にかけ年代が上がるにつれて“自信がある”人が増加し、健康への意識の高まりがみられます。



資料：市民アンケート

図中、表題の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

また、運動をしない理由として「時間がない」が最も高く、「機会がない」、「場所や施設がない」と続いています。本人の意思で運動をしない人もいる一方で、できる環境が整えば運動をしたいと考えている人も少なくないとみられます。



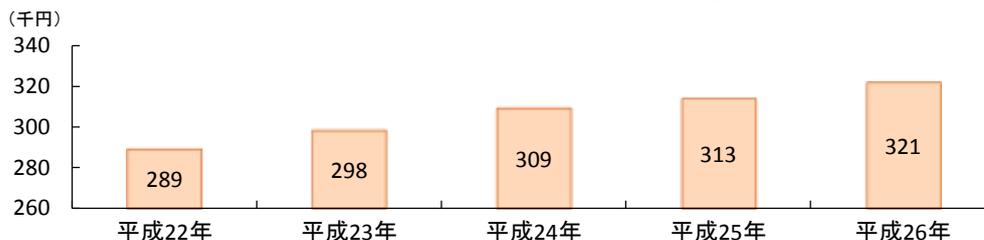
資料：市民アンケート

このように、運動をしたいが様々な理由により運動ができていない人がいることが「市民アンケート」により浮かび上がりました。そして、超高齢社会（※）の到来に伴い、医療費や介護費用の増大が見込まれる中、生活機能の向上や医療費削減においても、スポーツの効果が期待されています。

現在、日光市では国民健康保険における、市民一人あたりの医療費については年々増加している状況です（一人あたり 321,000 円：H26 年度平均）。今後の医療費の削減も大きな課題のひとつとなっています。

※超高齢社会：総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が 21%を超えた社会。

◆◇ 日光市の一人あたり医療費の推移 ◇◆

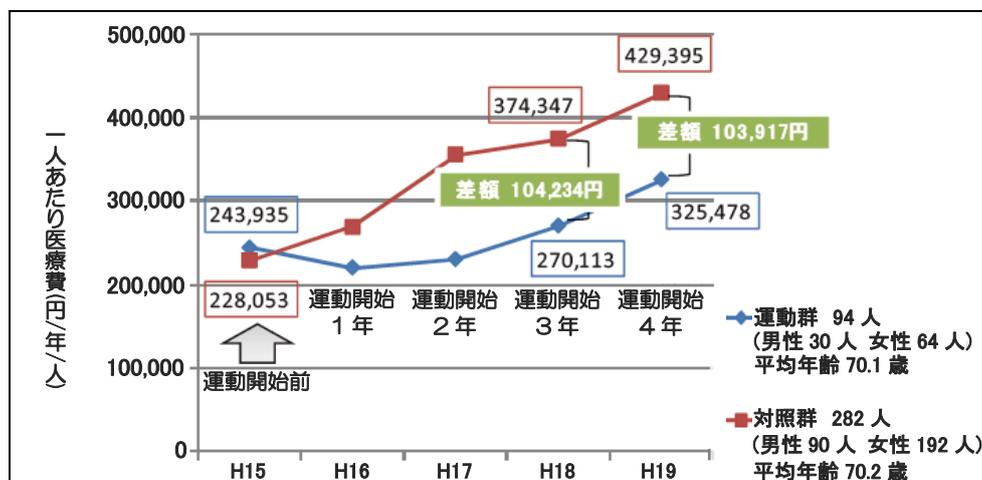


参考となる事例として、「日本一健康なまち」を目指す新潟県見附市では、平成 14 年から、筑波大学などと連携した運動プログラム「健康運動教室」を展開しています。この運動教室参加者と非参加者の年間医療費の変化を比較したところ、平成 15 年時点では、運動教室参加者一人あたり約 24.3 万円、非参加者約 22.8 万円と参加者の方が、年間医療費が高かったのに対して、平成 18 年には、参加者は 27.0 万円、非参加者 37.4 万円と、逆に参加していない人の方が 10 万円近く高くなるという結果になり、運動継続に医療費の削減の効果があることが認められています。

見附市のデータからもわかるように、今後、市民一人ひとりが運動に取り組むことにより、日光市においても医療費の削減が期待できます。

◆◇ 運動の有無と医療費との関連 ◇◆

運動開始 3 年後(平成 18 年度)において、統計的に有意差が認められた。



※健康運動教室参加者で、見附市国民健康保険に加入する 139 名のうち、教室に 5 年継続して参加する方 94 名(男:30 名、女 64 名)と、見附市国民健康保険に 5 年継続して加入する運動教室に参加していない方 282 名(男:90 名、女 192 名)を比較した。

※運動開始 4 年後(H19 年)は、個々の医療費のデータのばらつきが大きく、有意差が認められなかった。

(出典)新潟県見附市 ホームページ「健康運動教室参加者の医療費分析の結果」(平成 24 年)より引用

第3節 ライフステージにおける状況

1 スポーツと子どもに関わる状況

(1) 子どもの体力の低下

文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、青少年の体力や運動能力は昭和60年頃から長期的な低下傾向がみられます。

平成26年度に実施された新体力テストの結果によると、本市の子どもの体力は多くの種目で全国平均を上回っており、さらに体力合計点(※)は、中学校2年生女子を除く全ての対象者で、全国や県の結果を上回っています。しかし、全国的に体力水準の高かった昭和60(1985)年頃と比較すると依然として低い水準となっています。

国は「今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回る」という目標を掲げており、本市においても、継続的に子どもの体力の調査・分析を行い、なるべく早期に昭和60年頃の値に近づけるよう取り組んでいく必要があります。

※「体力合計点」とは、各体力テストの成績を得点化し、合計した得点。

◆◇ 男女別、種目別 体力テスト平均値 ◇◆

平成26年 小学校5年生

種目	男 子			女 子		
	日光市	栃木県	全国	日光市	栃木県	全国
握力(kg)	17.45	16.55	16.55	16.82	16.21	16.09
上体起こし(回)	20.11	19.60	19.56	19.51	18.63	18.26
長座体前屈(cm)	32.95	31.74	32.87	37.43	36.36	37.21
反復横とび(点)	43.54	43.13	41.61	41.43	41.10	39.36
20mシャトルラン(回)	54.95	52.52	51.67	43.27	42.35	40.29
50m走(秒)	9.39	9.47	9.38	9.76	9.69	9.64
立ち幅とび(cm)	150.29	150.11	151.70	143.84	144.08	144.76
ソフトボール投げ(m)	22.04	21.97	22.90	14.53	14.12	13.90

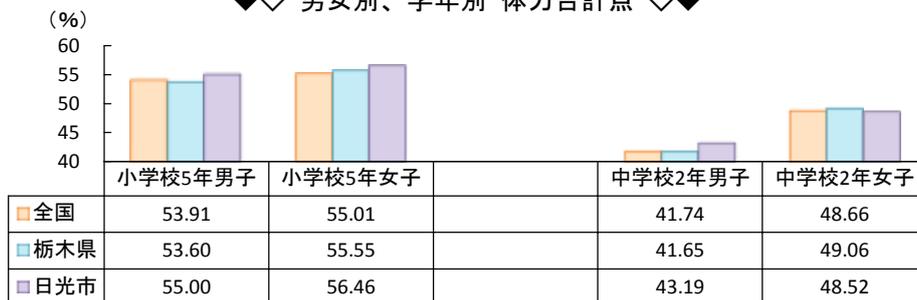
平成26年 中学校2年生

種目	男 子			女 子		
	日光市	栃木県	全国	日光市	栃木県	全国
握力(kg)	30.13	29.42	29.00	24.25	24.18	23.70
上体起こし(回)	27.50	27.34	27.45	22.86	23.23	23.07
長座体前屈(cm)	42.32	42.77	42.92	43.56	44.59	45.23
反復横とび(点)	54.96	52.36	51.31	47.36	46.49	45.63
持久走(秒)	396.32	383.57	392.89	304.26	287.13	290.64
20mシャトルラン(回)	89.31	85.98	85.29	58.08	59.36	57.77
50m走(秒)	7.96	8.09	8.03	8.97	8.92	8.87
立ち幅とび(cm)	194.88	191.61	193.43	165.77	166.79	166.53
ハンドボール投げ(m)	19.53	19.82	20.86	12.21	12.59	12.88

※黄色の表示は全国平均より本市の方が成績が良かった値。

※国へ報告するためのモデルデータのため、全数データではない。

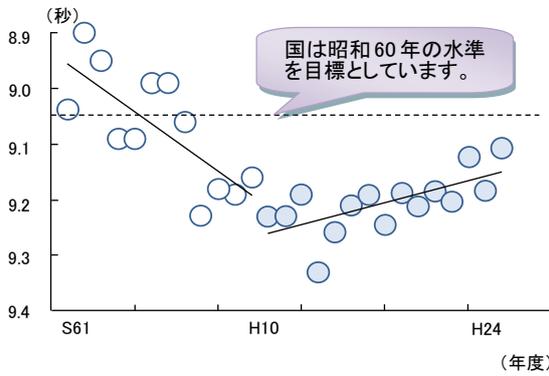
◆◇ 男女別、学年別 体力合計点 ◇◆



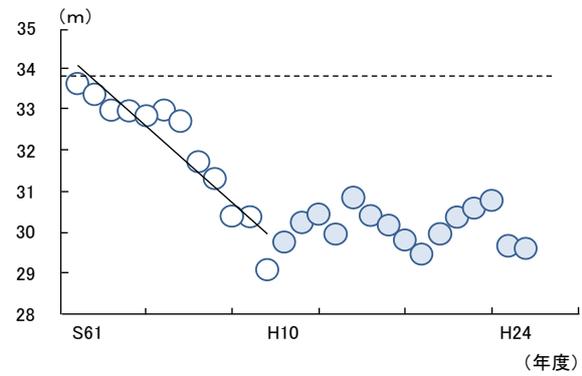
◆◇ 長期的（昭和 60～平成 24 年度）にみた運動能力の推移（全国値） ◇◆

《小学校 5 年生》

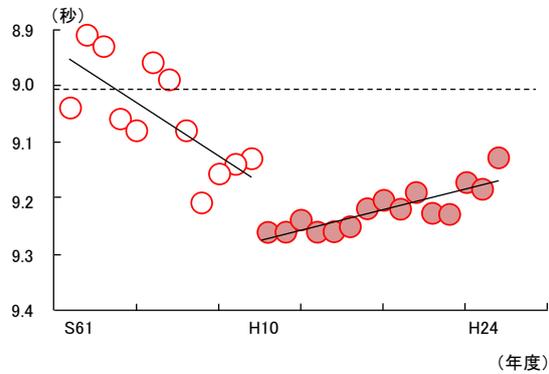
男子 50m 走



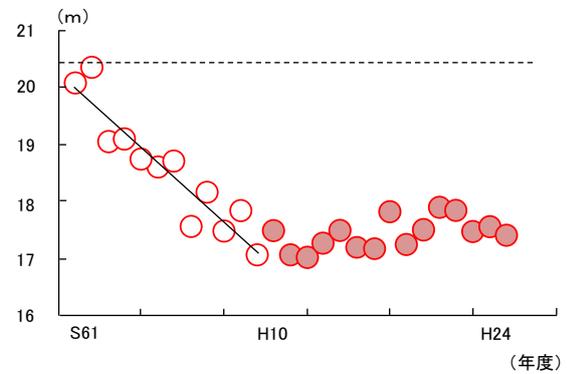
男子ソフトボール投げ



女子 50m 走

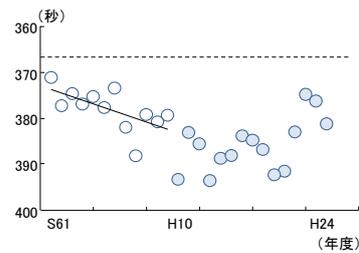


女子ソフトボール投げ

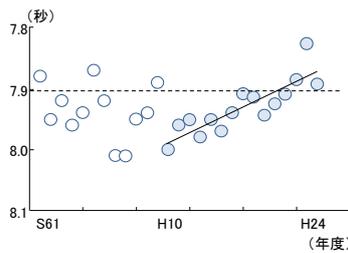


《中学校 2 年生》

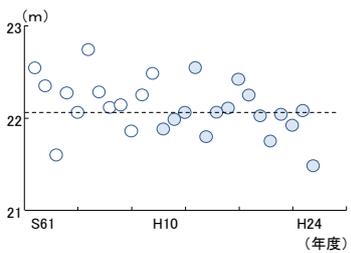
男子持久走



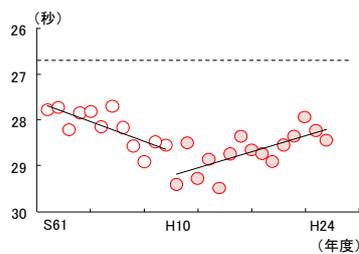
男子 50m 走



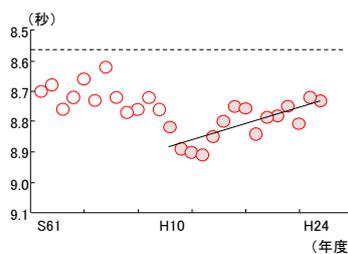
男子ハンドボール投げ



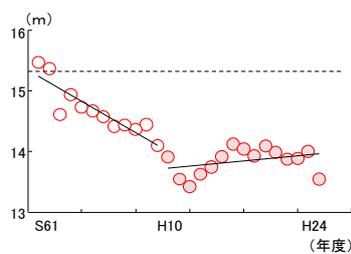
女子持久走



女子 50m 走



女子ハンドボール投げ



- ※ 1. 上に示した図は、昭和 60 年度（図中の点線）から平成 24 年度までの体力テスト結果の年次推移を示している。
 2. 直線が引かれている部分は、新体力テスト施行前後での変化の傾向を示しており、低下または向上の一定の傾向が確認されたことを示している。

また、本市における学年別、種目別の平均値の結果を平成24年以降で比較すると、総じて男子の方が平均が増加し、女子の方が低下している傾向がみられます。

◆◇ 男女別、種目別体力テスト平均値 ◇◆

種目	小学校5年男子			小学校5年女子		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
握力(kg)	16.68	16.53	17.45	16.53	16.14	16.82
上体起こし(回)	20.62	19.46	20.11	19.28	18.93	19.51
長座体前屈(cm)	29.48	31.05	32.95	36.01	34.84	37.43
反復横とび(点)	56.60	43.50	43.54	43.16	40.92	41.43
20mシャトルラン(回)	56.60	53.20	54.95	44.53	42.54	43.27
50m走(秒)	9.40	9.49	9.39	9.70	9.66	9.76
立ち幅とび(cm)	149.48	151.27	150.29	146.15	144.42	143.84
ソフトボール投げ(m)	24.03	21.79	22.04	15.18	13.71	14.53
体力合計点(点)	54.81	53.67	55.00	56.73	55.47	56.46

種目	中学校2年男子			中学校2年女子		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
握力(kg)	29.93	29.89	30.13	25.75	24.58	24.25
上体起こし(回)	26.52	28.26	27.50	21.18	24.00	22.86
長座体前屈(cm)	43.86	42.52	42.32	42.00	44.32	43.56
反復横とび(点)	52.45	54.51	54.96	47.32	48.07	47.36
持久走(秒)	-	389.76	396.32	-	301.67	304.26
20mシャトルラン(回)	79.21	87.07	89.31	56.25	61.71	58.08
50m走(秒)	8.00	8.01	7.96	8.57	8.72	8.97
立ち幅とび(cm)	181.03	192.93	194.88	167.68	167.42	165.77
ハンドボール投げ(m)	18.07	19.46	19.53	13.79	12.79	12.21
体力合計点(点)	40.36	43.22	43.19	50.44	50.72	48.52

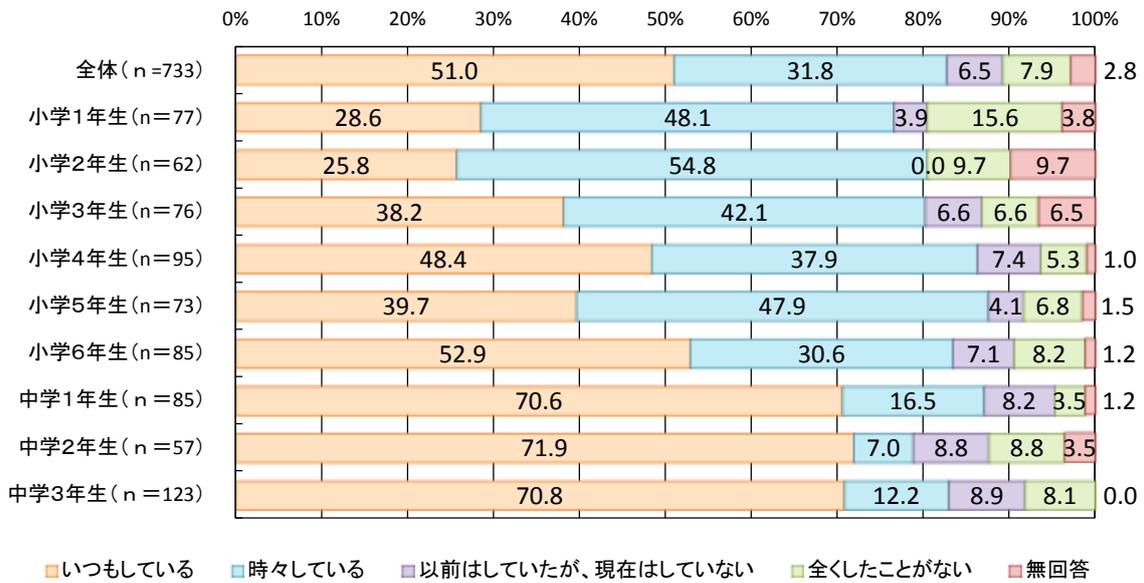
(2) 子どもの運動実態

平成24年7月に実施した本市「健康につこう21計画第2次健康増進アンケート調査」によると、日常生活の中での運動頻度は、約5割が「いつもしている」となり、学年別にみると、部活動等が活発となる中学生では約7割が「いつもしている」となっています。一方、小学生では4年生を除き、学年が低いほど「いつもしている」の割合は低い傾向がみられ、低学年における日常生活の中でのスポーツをする機会の充実や、意識の啓発を図る必要性があります。

また、意識的に身体を動かす運動をいつもしている、または時々している人の中で、週2日以上1日30分以上の運動については、全体の約6割が「いつもしている」となり、学年別にみると、学年が上がるほど「いつもしている」割合が高い傾向となっています。

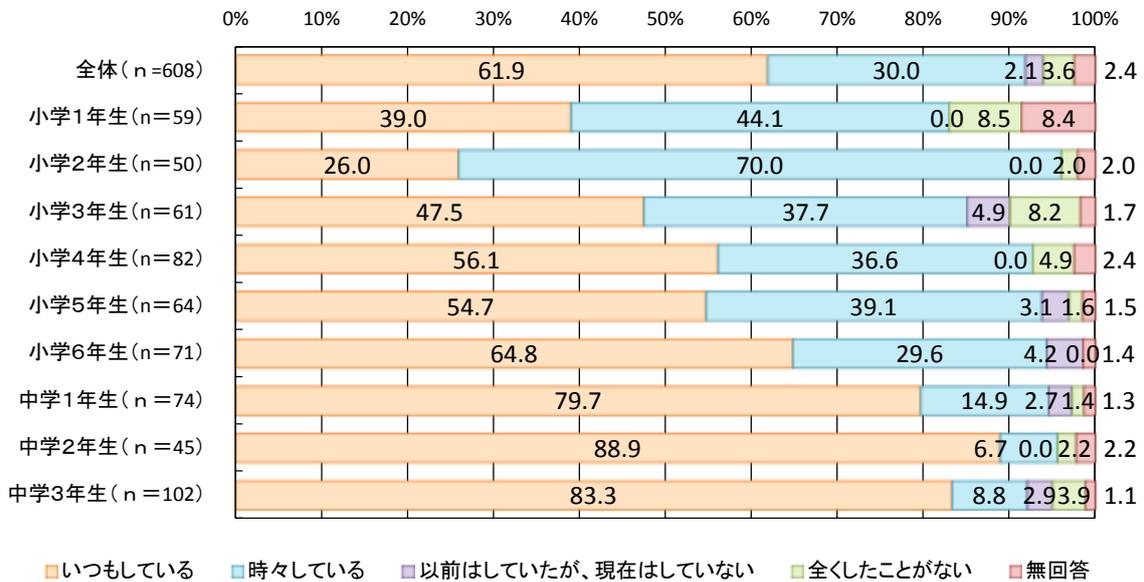
運動や身体を動かすことが発育に重要な要素であることから、今後も引き続きスポーツ意識の啓発に努めていくことが必要です。

◆◆ 日常生活の中での運動の頻度 ◆◆



資料: 健康にっこう21 計画第2次 健康増進アンケート調査

◆◆ 週2日以上1日30分以上の運動の頻度 ◆◆



資料: 健康にっこう21 計画第2次 健康増進アンケート調査

(3) 運動と疲労感の調査

子どもの疲労に関する調査（中村・稲葉調査 1999 年）によると、学校での運動量が少ない子どもは、登校時より下校時の方が疲労スコアが高いのに対して、運動量の多い子どもは、逆に下校時の方が、疲労スコアが低下しているということがわかっています。つまり、学校での体育の授業や休み時間等で適度に体を動かした方が疲労感がある程度解消できています。

このように、特に日常的な運動量が少ない低学年に対する運動量の増加を図ることは、幼少期からの子どもの健やかな発育と大きく密接しており、体系的に運動の機会を創出する取組が求められています。

I 群 ねむけとだるさ

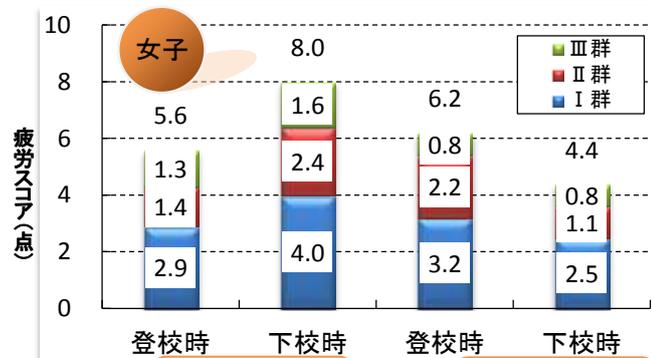
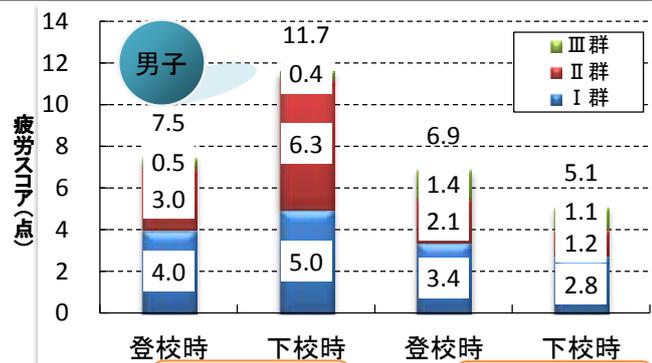
1. からだのだるいですか？
2. 足のだるいですか？
3. あくびがでますか？
4. 頭がボーっとしますか？
5. ねむいですか？
6. 眼が疲れますか？
7. ねころびたいですか？

II 群 注意・集中の困難

8. いらいらしますか？
9. 気が散っておちつかないですか？
10. 何かをしても、すぐにあきますか？
11. することにまちがいが多いですか？
12. ちょっとしたことでも気にかかりますか？
13. きちんと、じっとしてられませんか？
14. やる気がなくなっていますか？

III 群 身体局所の違和感

15. 頭がいたいですか？
16. 息をするのが苦しいですか？
17. 口がかわいていますか？
18. 声がかすれますか？
19. 頭がくらくらしますか？
20. 手や足がふるえますか？
21. 気持ちが悪いですか？



資料: 中村和彦「子どものからだが危ない!」(2004 年)

■□■ホッケー ジュニアユース■□■



2 スポーツと成人に関わる状況

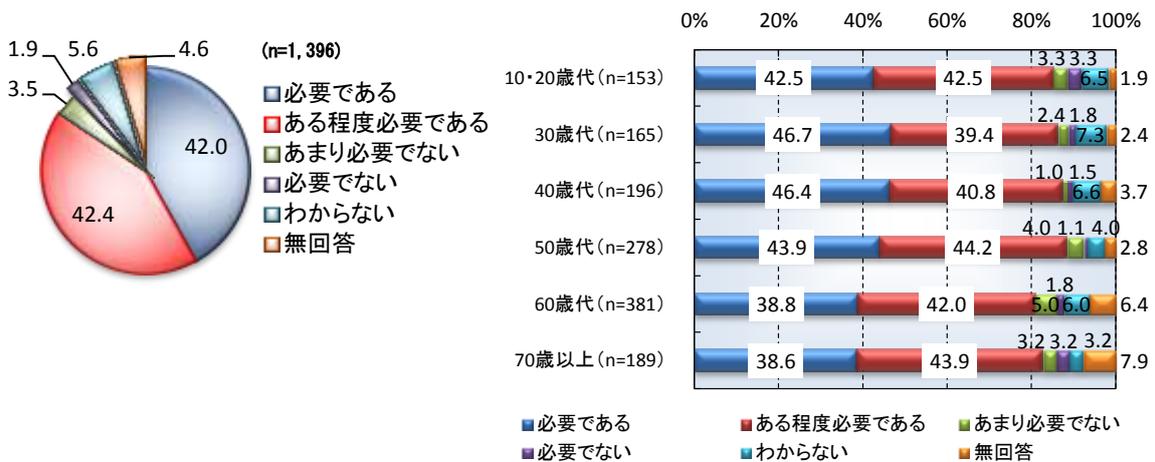
「市民アンケート」によると、8割以上の市民が、スポーツ活動が「必要である」あるいは「ある程度必要である」と回答しています。特に40歳代以下において「必要である」と回答した人が多くなっています。

市全体の週1回以上のスポーツ実施率は45.7%であり、国の目標である「できるかぎり早期に、成人の週1回以上スポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。(スポーツ基本計画)」と比較して目標に達していません。

1年間に運動やスポーツを行った日数を年代別にみると、年齢が若くなるほど、実施日数が下がる傾向にあります。一方、60歳代の週1回以上のスポーツ実施率は半数近くに達しており、70歳以上では約6割に及んでいます。

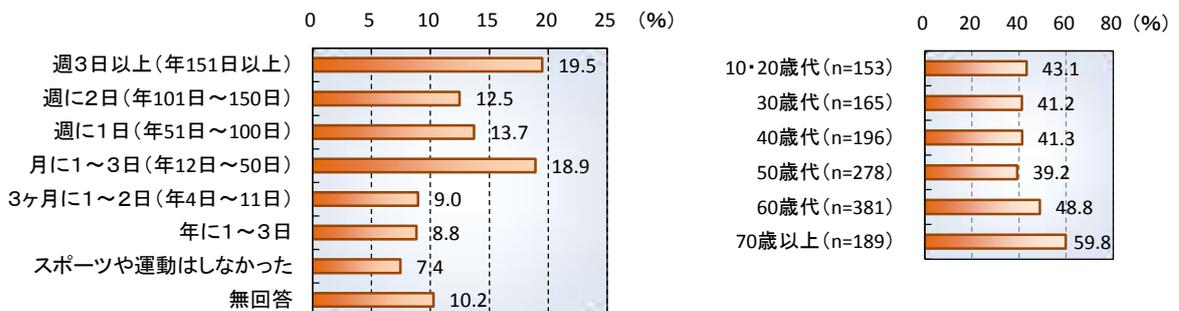
今後は、現在の60歳代以上の週1回以上のスポーツ実施率を維持・向上させていくとともに、特に子育て・働き盛り世代のスポーツ実施に向けた施策を展開していく必要があります。

◆◇ 日頃からスポーツ活動全般の必要性 ◆◇



資料: 市民アンケート

◆◇ 1年間にしたスポーツの日数 (n=1,396) (左)、年代別週に1回以上スポーツをした人の割合 (右) ◆◇



資料: 市民アンケート

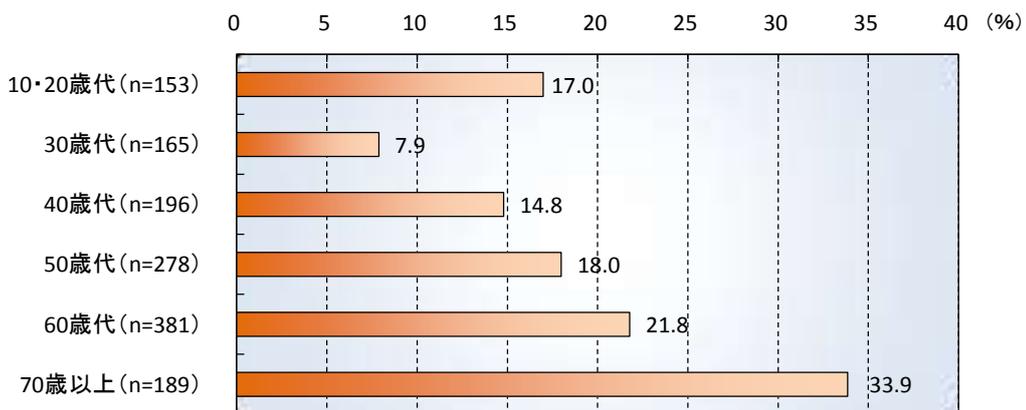
③ スポーツと高齢者に関わる状況

現役を退いた高齢者は、社会的役割が減り自分自身の生きる目標を見出しにくくなることから、周囲との関わりが少なくなり家に引きこもりがちになります。このような状況は高齢者の日常生活を非活動的にし、身体的生活機能のみならず、精神的及び社会的な生活機能をも低下させる大きな要因となります。

高齢者が身体活動量を増加させる方法として、日常生活の中であらゆる機会を通じて外出すること、ボランティアやサークルなどの地域活動を積極的に実施することがあげられます。その際、従来の町内会や伝統的な奉仕活動などの社会活動に加え、高齢社会に対応した新しい福祉活動（福祉ボランティアなど）や知的・文化的な学習活動、趣味活動、スポーツ活動などを行うことも望まれます。

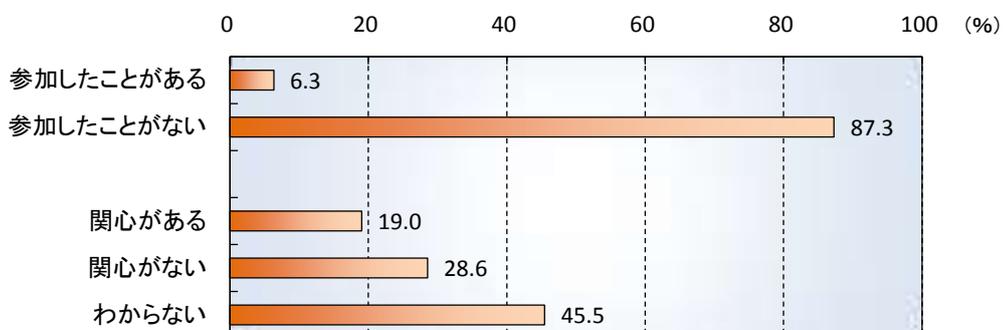
その上で、積極的な健康づくり活動としての体操、ウォーキング、軽スポーツなどの運動を定期的に行うことが求められます。実際に、週3日以上運動をしている年代は70歳以上が最も高く、60歳代と続いています。このような身体活動を行うことによって、高齢者の生活の質を規定している日常生活動作能力（ADL）障がい の発生を予防し、いつまでも健康で明るい生活が送れるようになります。

◆◇ 年代別週3日以上スポーツを行っている人の割合 ◇◆



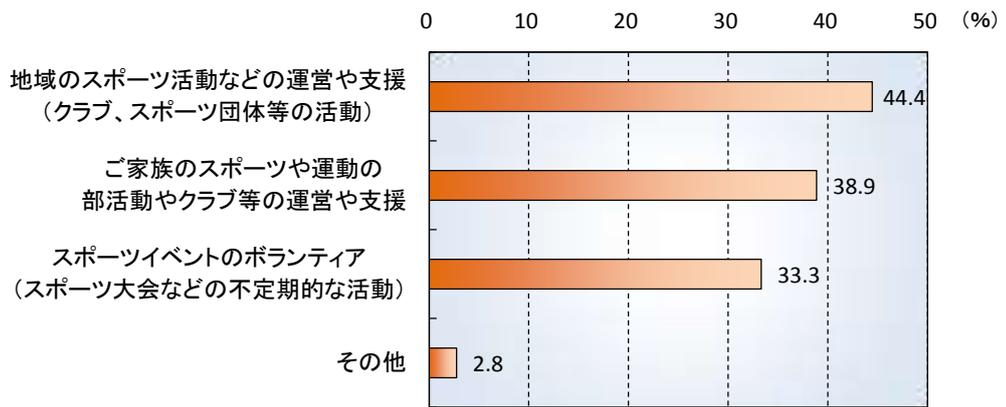
資料：市民アンケート

◆◇ 70歳代におけるスポーツボランティアへの参加経験の有無と関心度合 (n=189) ◇◆



資料：市民アンケート

◆◇ 70 歳代における関心のあるスポーツボランティア活動(n=36) ◇◆



資料:市民アンケート

■□■ソフトバレー大会■□■



4 スポーツと障がい者に関わる状況

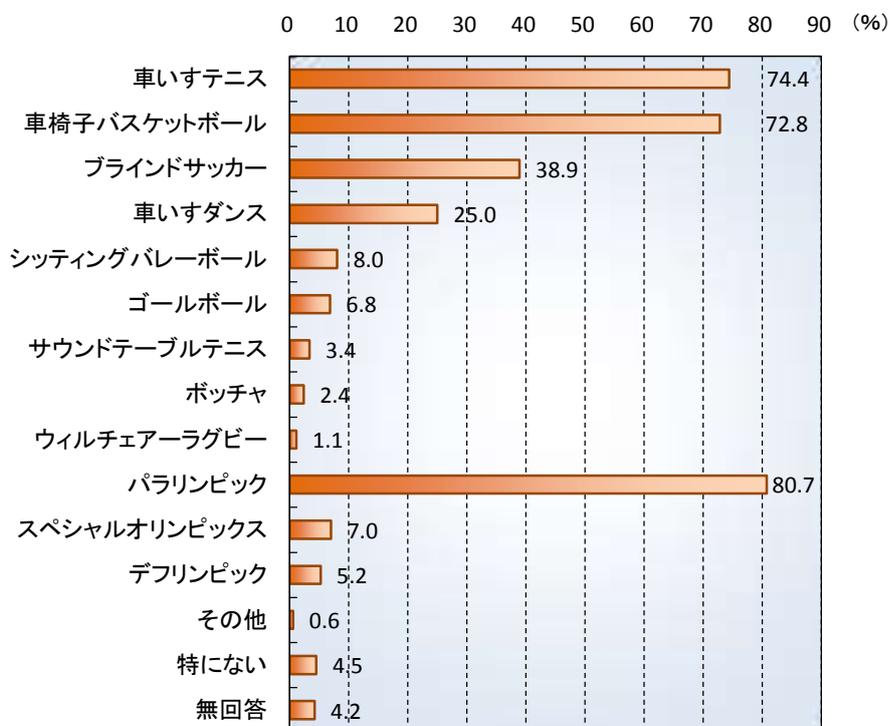
障がい者にスポーツを教えられる指導者の不足、障がい者スポーツを実施できる施設の不足は全国的な課題となっています。

障がいのある方にとってスポーツ活動は、機能回復や障がいの軽減、社会参加の促進だけでなく、自己の能力開発や、豊かな生活を送る上で大きな意義があり、健康な日常生活を送るためにも重要です。

そのような中、「市民アンケート」によると、障がい者スポーツ用語の中で、知っている、または聞いたことがあるのは、「車いすテニス」や「車椅子バスケットボール」など周知されているスポーツがある一方で、「ウィルチェアーラグビー」や「ボッチャ」など周知が不十分なスポーツもあります。また、競技大会でみると、「パラリンピック」は8割以上の方が聞いたことがあるのに対し、「デフリンピック」「スペシャルオリンピックス」は1割以下となり、パラリンピックの割合と比べて大きく低下しています。

障がい者スポーツを支え、発展させていくためにも、障がい者スポーツの活動内容を周知するとともに、身近な場所で障がいのある人もない人もともにスポーツに触れる機会を設けることや、市内スポーツ施設の利用を容易にするなどの環境整備が必要です。また、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成など、今後の障がい者スポーツを支える人材の育成も求められています。

◆◇ 知っている、または聞いたことがある障がい者スポーツの用語 (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

5 総合型地域スポーツクラブに関わる状況

現在、本市には 3 つの総合型地域スポーツクラブ（※）があり、市民の身近なスポーツ活動の場として様々なスポーツ事業を展開しています。しかし、総合型地域スポーツクラブの加入状況をみると、加入している人は 320 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）であり、加入者の確保が課題のひとつとなっています。

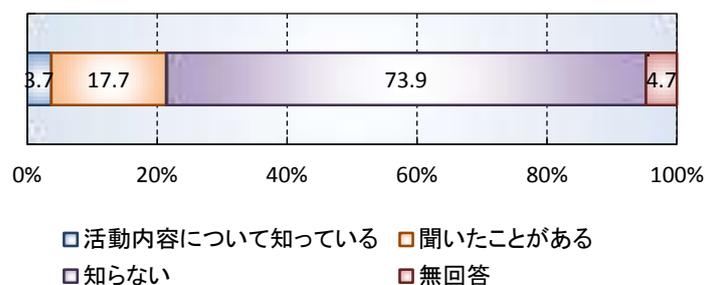
そのような中、「市民アンケート」によると、総合型地域スポーツクラブの認知度については約 74%の市民が「知らない」と答えており、今後は市広報紙等を活用した周知・啓発を行い、総合型地域スポーツクラブを知ってもらう取組が必要です。

また、総合型地域スポーツクラブに加入する条件として、“時間的な余裕や通いやすさ”のほか多様なニーズがあり、今後の加入者の確保とクラブの充実を図る上で対応を検討していくことが求められます。

さらに、平成 25 年度に文部科学省が実施した「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、会員の確保や財源の確保、指導者や活動拠点（クラブハウス）の確保等が全国的なクラブの課題となっていることから、本市においても総合型地域スポーツクラブの育成・基盤強化をしていく上で、重要な課題として取り組む必要があります。

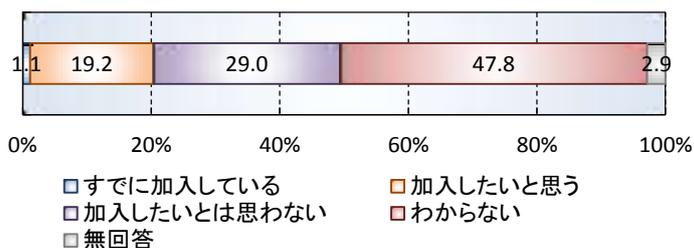
※総合型地域スポーツクラブ：市民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブ。生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、市民の健康維持・増進などの効果も期待されている。

◆◇ 総合型地域スポーツクラブの認知度 (n=1,396) ◇◇



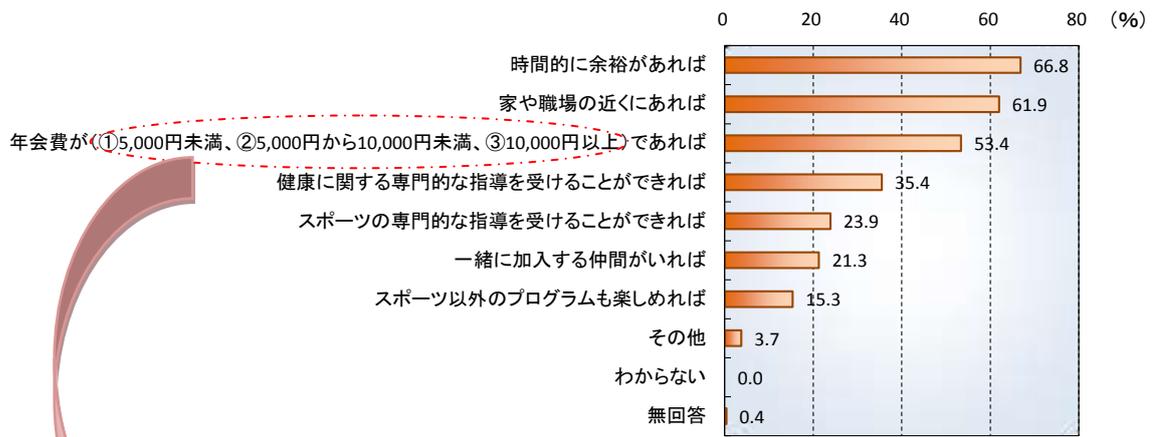
資料：市民アンケート

◆◇ 総合型地域スポーツクラブの加入状況 (n=1,396) ◇◇



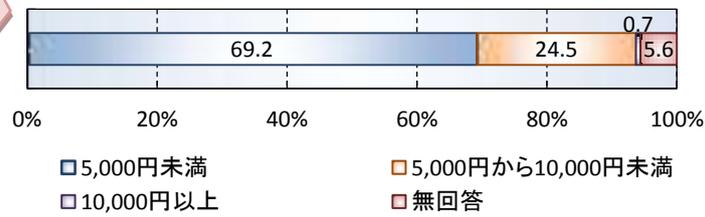
資料：市民アンケート

◆◆ 総合型地域スポーツクラブに加入する条件 (n=268) ◆◆



資料: 市民アンケート

◆◆ いくら年会費なら加入するか (n=143) ◆◆



資料: 市民アンケート

■□■ 総合型地域スポーツクラブ ■□■



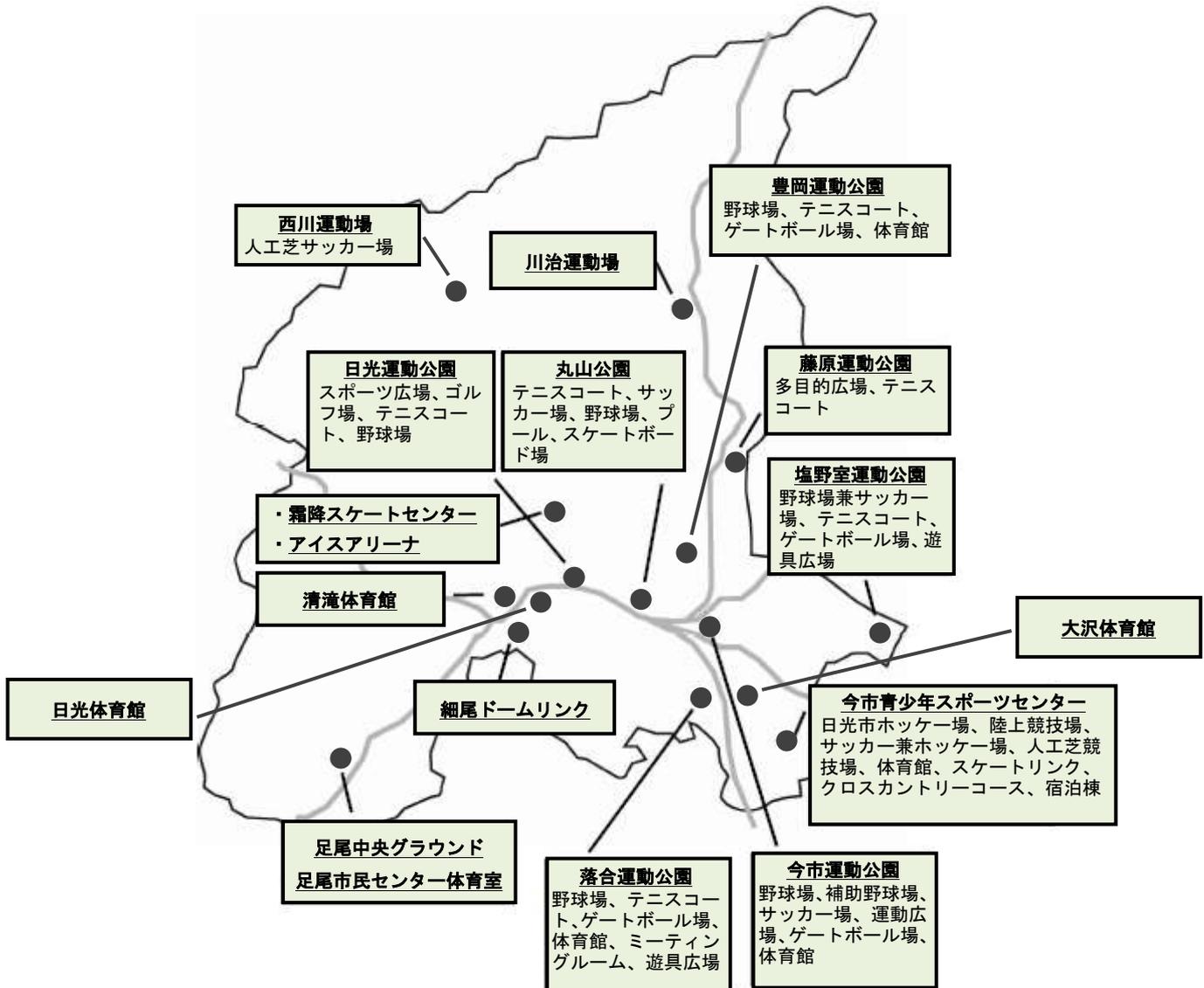
第4節 スポーツと施設に関わる状況

1 スポーツ施設等の立地状況

本市には、合併前に整備されたスポーツ施設が合併後もそのまま引き継がれ、市内の広範囲に多くの施設が設置され、市民のスポーツ活動の場として利用されています。

しかし、「市民アンケート」の結果から、今後行いたいスポーツニーズは多様であり、それらに対応したスポーツ施設の機能の見直しを進めることも必要です。また、スポーツ施設の大半が30年以上前に建設された施設であり、今後の生産年齢人口の減少による市税の減少と、合併による特別措置制度の段階的な削減による交付金・市債収入の減少が見込まれる中、施設の機能充実と長寿命化を図りながら、適正な施設の維持管理・運営を行っていくことが求められています。

◆◇ 日光市の主なスポーツ施設 ◇◆

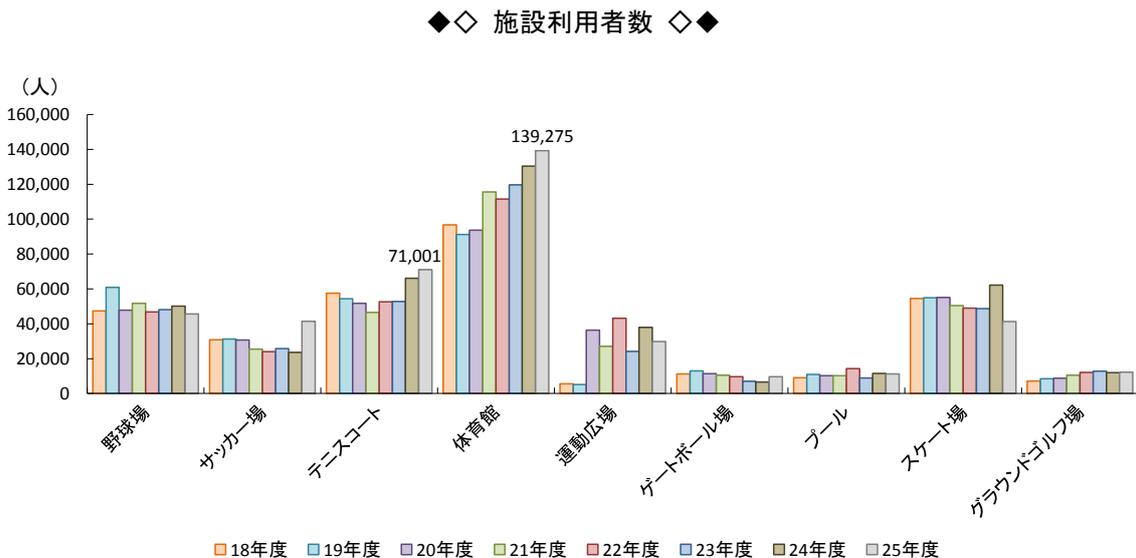


◆◇ 市内のスポーツ施設名称と施設内容 ◇◆

施設名称		施設内容
今市地域	今市運動公園	野球場、サッカー場、ゲートボール場、運動広場、体育センター
	丸山公園	サッカー場、野球場、テニスコート、運動広場、屋外プール、スケートボード場
	豊岡運動公園	野球場、テニスコート、ゲートボール場、体育館
	塩野室運動公園	野球場兼サッカー場、テニスコート、ゲートボール場
	落合運動公園	野球場、テニスコート、ゲートボール場、体育館
	大沢体育館	体育館、トレーニング室
	日光市ホッケー場	ホッケー場
日光地域	日光運動公園	スポーツ広場(トラック、野球、サッカー)、テニスコート、野球場、ゴルフ場
	清滝体育館	体育館
	日光体育館	体育館、柔道場
	細尾ドームリンク	アイスホッケーリンク
	霧降スケートセンター(屋外)	400m屋外リンク
藤原地域	藤原運動公園	多目的広場(野球、サッカー、その他)、テニスコート
	藤原プール	屋外プール
	藤原運動場	多目的広場(野球)、ゲートボール場
	川治運動場	運動場、テニスコート
	川治プール	屋外プール
	鬼怒川レジャー公園	テニスコート、ゲートボール場
	下原運動場	野球場、弓道場(屋外)
	中岩河川公園	多目的広場
足尾地域	足尾原体育館	体育館
	足尾中央グラウンド	野球場、テニスコート、ゲートボール場
	足尾向原テニスコート	テニスコート
	足尾市民センター	体育室
	足尾プール	足尾プール直営屋外プール
栗山地域	栗山運動場	多目的広場(陸上、サッカー)
	湯西川体験農業交流センター	体育館
	西川運動場	サッカー

2 スポーツ施設等の利用状況

市内の各公共スポーツ施設の利用者数は、年によって増減はありますが、テニスコートの利用者数（70,001人：H25年度）や、体育館の利用者数（139,275人：H25年度）は増加傾向にあります。また、その他の施設について、大幅な利用者の減少はみられないものの、一定の利用者数で推移していることから、利用者のニーズに応じた整備を検討していく必要があります。



■□■ 野球（体育協会） ■□■

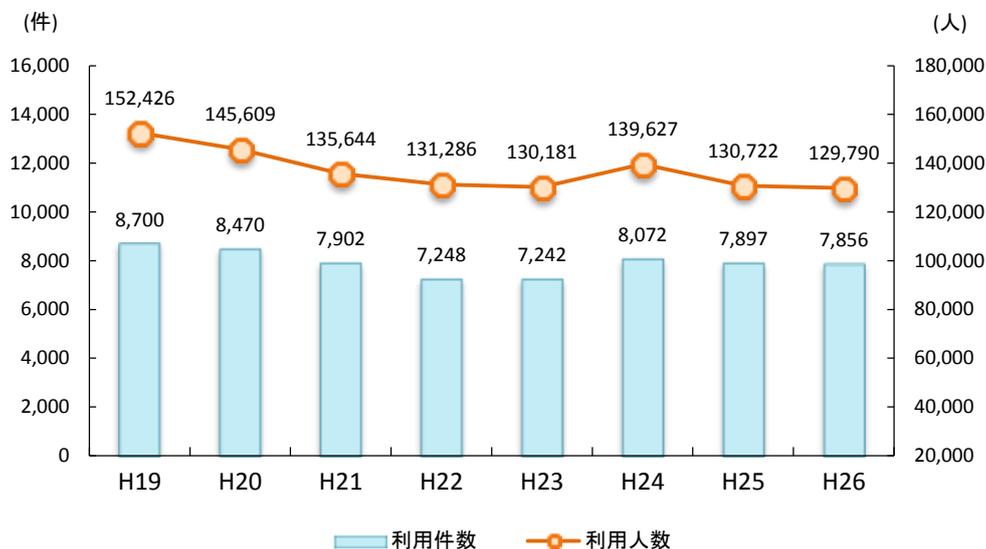


3 学校施設開放の利用状況

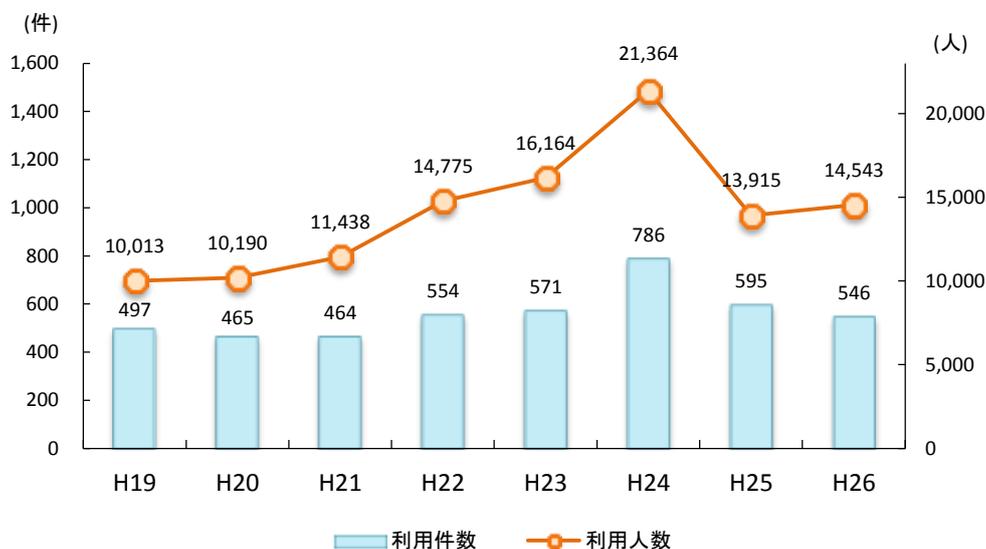
学校施設開放事業として、市内の小・中学校の体育館等を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ利用などに開放しています。学校体育館の利用は平成19年以降一貫して減少し続けてきましたが、近年は約8,000件、約13万人前後の利用で推移しています。一方、ナイター施設は平成24年まで増加傾向がみられましたが、近年は500件台、14,000人前後の利用となっています。

公共施設の有効活用が求められる中で、学校施設の利用は市民にとってスポーツを行う大切な環境となります。市民にとって、より使いやすい環境の提供を今後も図っていく必要があります。

◆◇ 開放学校体育館 利用状況 ◇◆



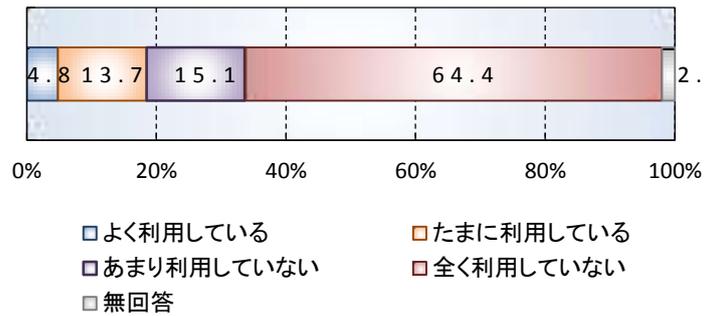
◆◇ 開放学校ナイター施設 利用状況 ◇◆



4 施設の整備・充実に対するニーズ

「市民アンケート」の結果をみると、公共スポーツ施設を「よく利用している」人は4.8%となり、「たまに利用している」人と「あまり利用していない」人を合わせると33.6%の人が利用しており、6割以上の人がかく利用していない結果となっています。

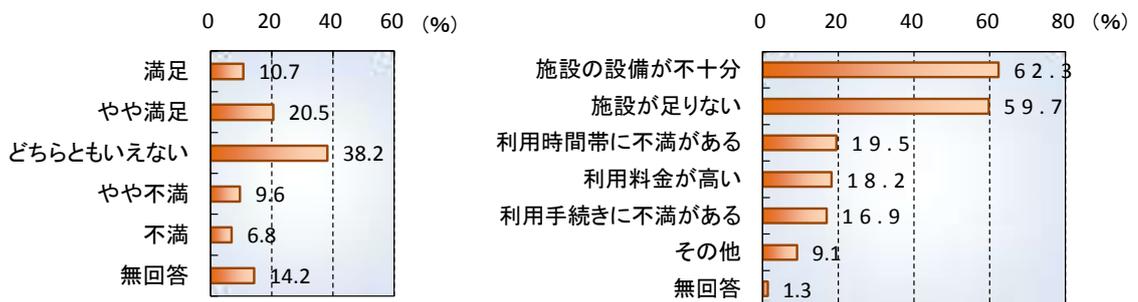
◆◇ 日光市の公共スポーツ施設をよく利用しているか (n=1,396) ◇◆



資料:市民アンケート

また、利用者の満足度をみると、満足している人の割合は、不満な人の割合を上回っています。一方で、不満の理由は、施設やその設備が足りていないという回答が最も多く、公共スポーツ施設に対して望むことをみても、「身近で利用できるよう、施設数の増加」が3割超で最も多く（次ページの上図）、利用者の増加と相まって、アンケート調査で「不満」として出てきているとみられます。今後さらなる利用者数の増加を図る上でも、スポーツ環境の整備・充実が課題となっています。

◆◇ 公共スポーツ施設の満足度 (n=469) ◇◆ ◆◇ 公共スポーツ施設の不満な点 (n=77) ◇◆

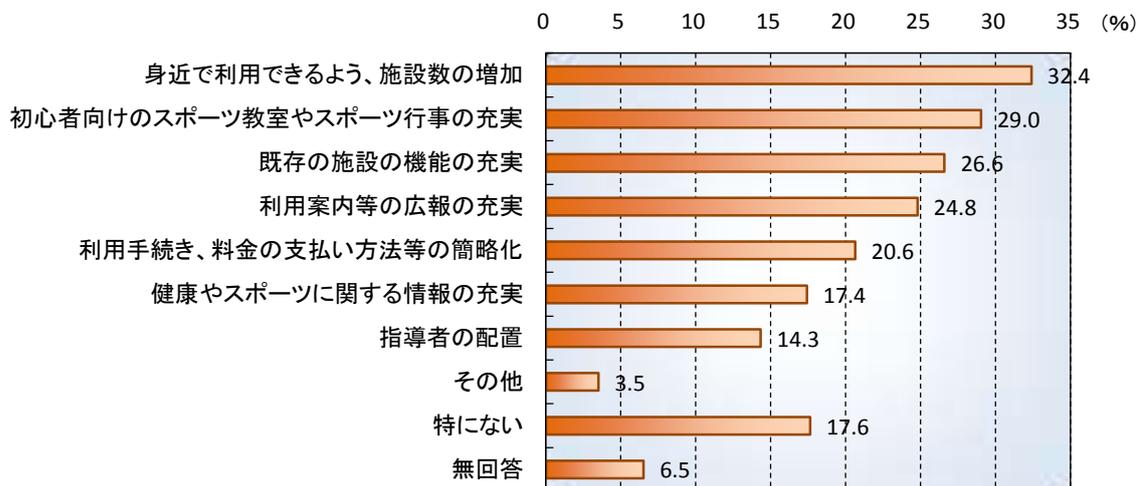


資料:市民アンケート

5 スポーツ環境施策に対する要望

市民が求めるスポーツ環境の充実に向け市が取り組むべき施策として、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」や「既存の施設の機能の充実」の割合も高くなっています。

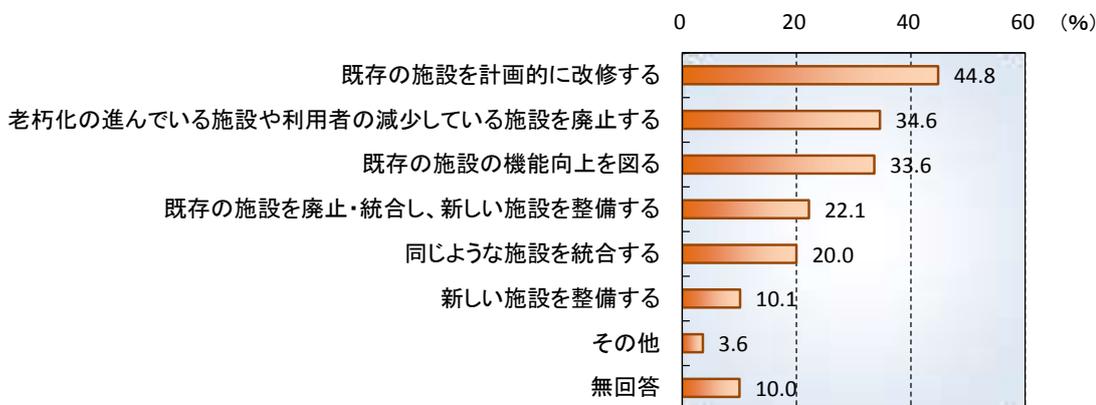
◆◇ 公共スポーツ施設に対して望むこと (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

その他、「市民アンケート」によると、今後の市の財源の減少と、スポーツ施設の維持管理に係る費用の増加が見込まれる中において、既存のスポーツ施設を充実させるために、「既存の施設を計画的に改修する」や「老朽化の進んでいる施設や利用者の減少している施設を廃止する」、「既存の施設の機能向上を図る」などの工夫や努力が求められています。

◆◇ 既存のスポーツ施設を充実させるために必要な工夫や努力 (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

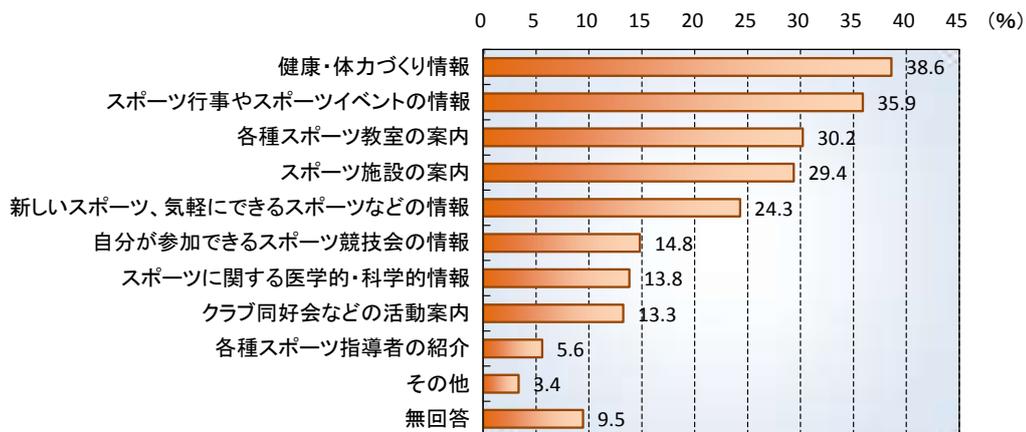
第5節 スポーツと情報に関わる状況

市民にとって、運動・スポーツをする目的は、「健康・体力づくりのため」や、「楽しみや、気晴らしとして」という回答が多くなっています（次ページの上図）。そのような市民の健康につながる運動やスポーツについて、市民が欲しいと思う情報は、「健康・体力づくり情報」が38.6%で最も多く、「スポーツ行事やスポーツイベントの情報」「各種スポーツ教室の案内」と続いています。

また、そのような情報を得る手段としては、「市の広報」が68.4%で最も多く、「自治会の回覧」「インターネット（携帯電話を含む）」と続いていることから、スポーツ実施率を上げる上で、これまでの紙媒体に加え、インターネットによる情報発信を充実することも有効であると考えられます。

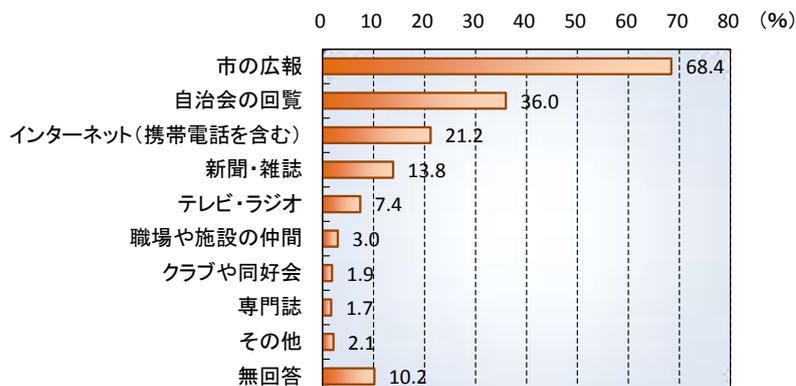
スポーツに関する情報はスポーツへの興味・関心を高めるとともに、スポーツを楽しむためのきっかけのひとつとなります。そのため、スポーツに関する情報の質と量を充実させるとともに、ホームページや地元メディアの活用など、多様な手段で情報を提供することが求められます。

◆◇ 運動・スポーツに関する欲しい情報 (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

◆◇ どのような方法で情報を欲しいか (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

第3章 「する」「観る」「支える」からみる現状と課題

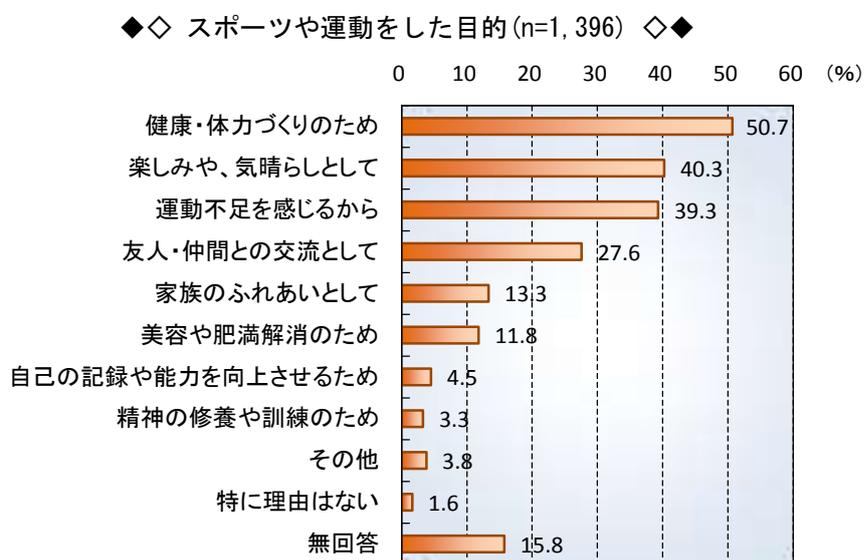
第1節 「する」スポーツの現状と課題

「市民アンケート」によると、運動・スポーツを行う目的としては、「健康・体力づくりのため」(50.7%)、次いで「楽しみや、気晴らしとして」(40.3%)の順に多くなっており、健康・体力づくりや日常の楽しみが主な目的となっています。

また、1年間に行った運動やスポーツで回答が多かった種目は、散歩やウォーキング、ラジオ体操、ストレッチなどであり、身近な場所で気軽に行うことができる種目、健康・体力づくりに適した種目が上位となっています。

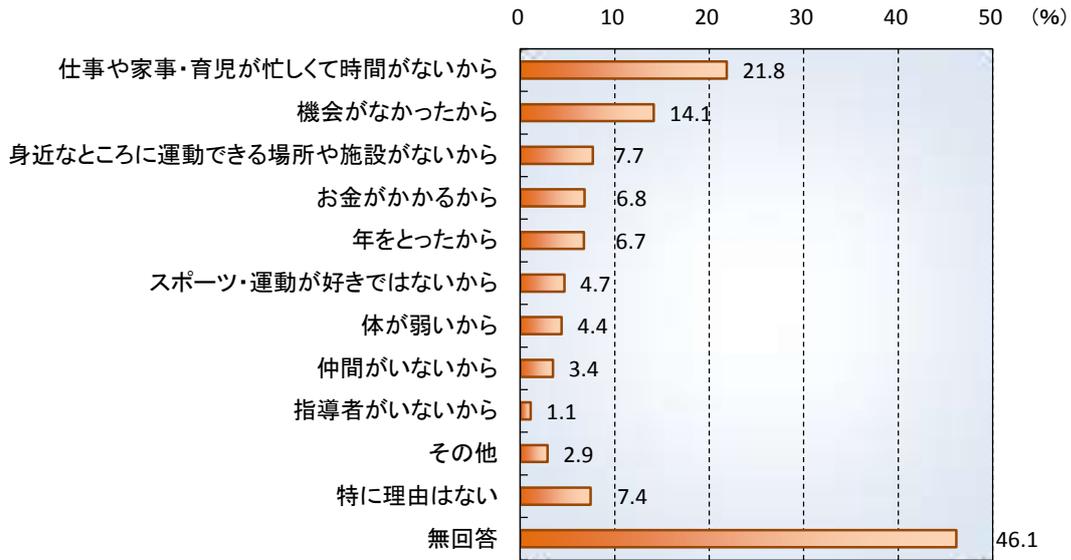
一方で、この1年間にスポーツや運動を全くしなかった人(7.4%)もあり、日常生活の中でスポーツや運動ができる場所や機会をつくることが課題となっています。

現在行っているスポーツや運動と将来行いたいスポーツや運動を比較すると、「散歩」や「ウォーキング」などは、割合は減少するものの引き続きニーズが高いスポーツとみられます。一方、現在行っている人は少なくとも、将来行いたいと考えている人が多い「ヨガ」や「水泳」、「テニス」、「ピラティス」などは新たなスポーツニーズとして捉えていく必要があります。



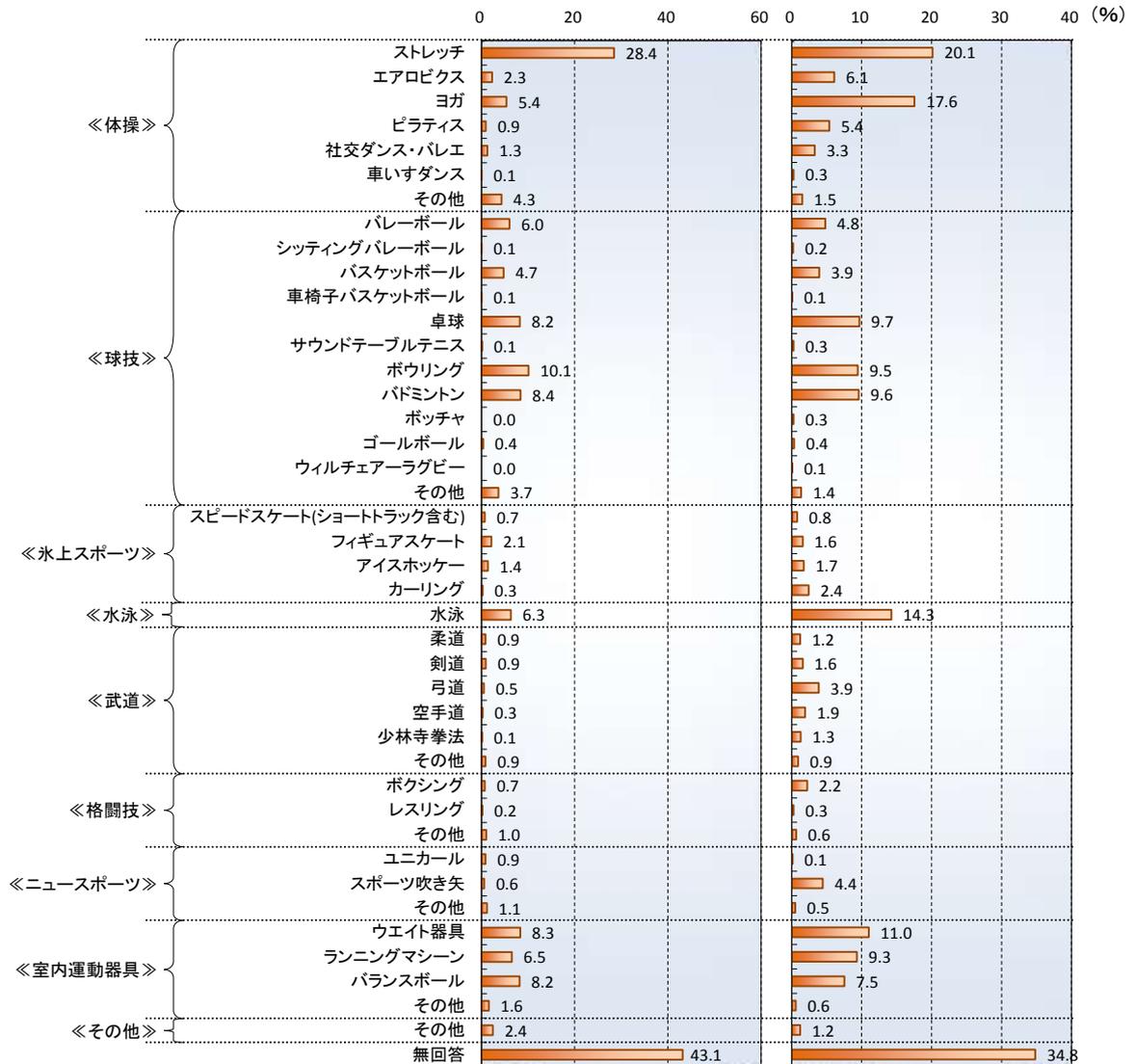
資料：市民アンケート

◆◆ スポーツや運動をしなかった理由 (n=1,396) (再掲) ◆◆



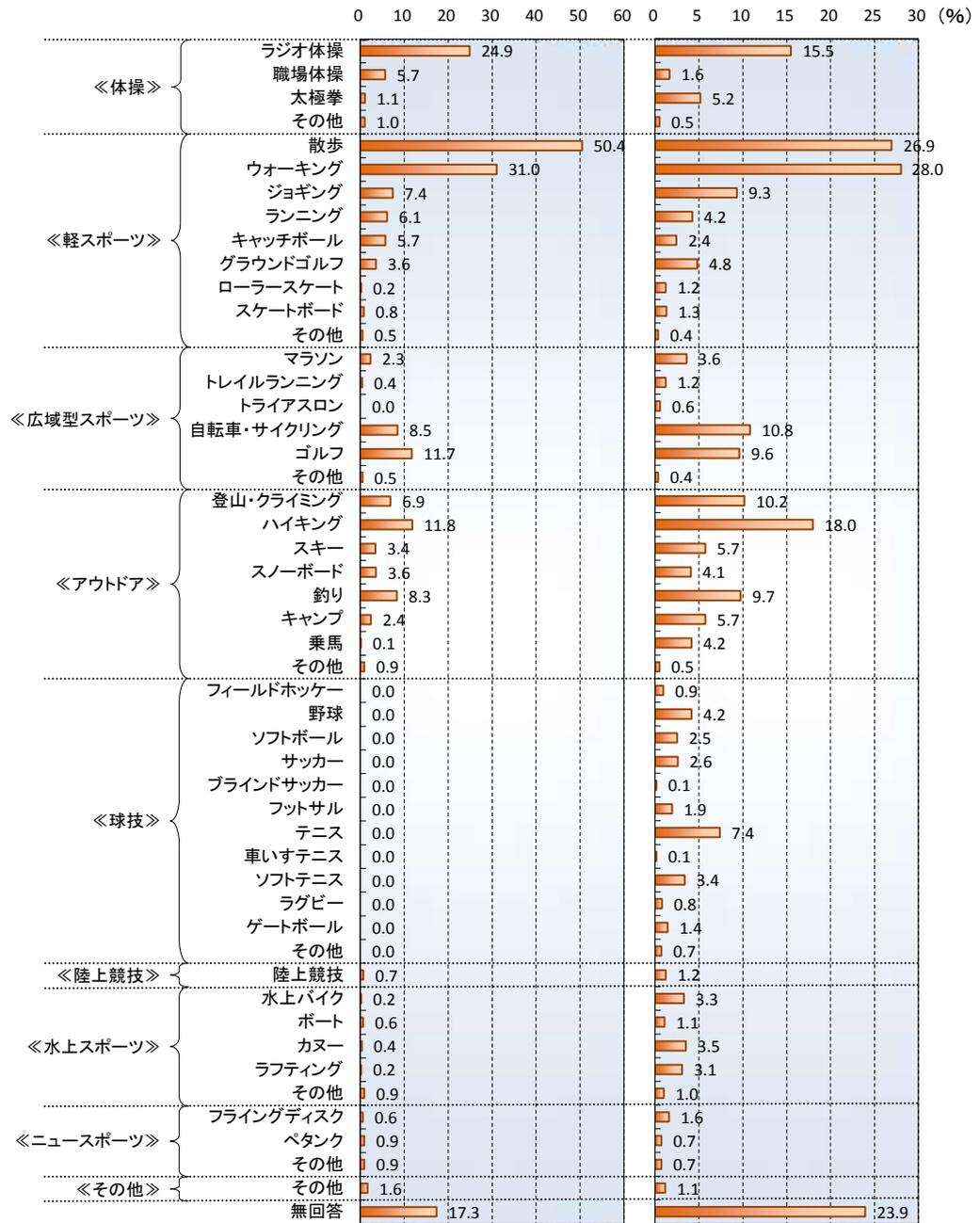
資料: 市民アンケート

◆◆ 1年以内に行った屋内スポーツ (左図)、将来行いたい屋内スポーツ (n=1,396) (右図) ◆◆



資料: 市民アンケート

◆◇ 1年以内に行った屋外スポーツ（左図）、将来行いたい屋外スポーツ(n=1,396)（右図） ◇◆



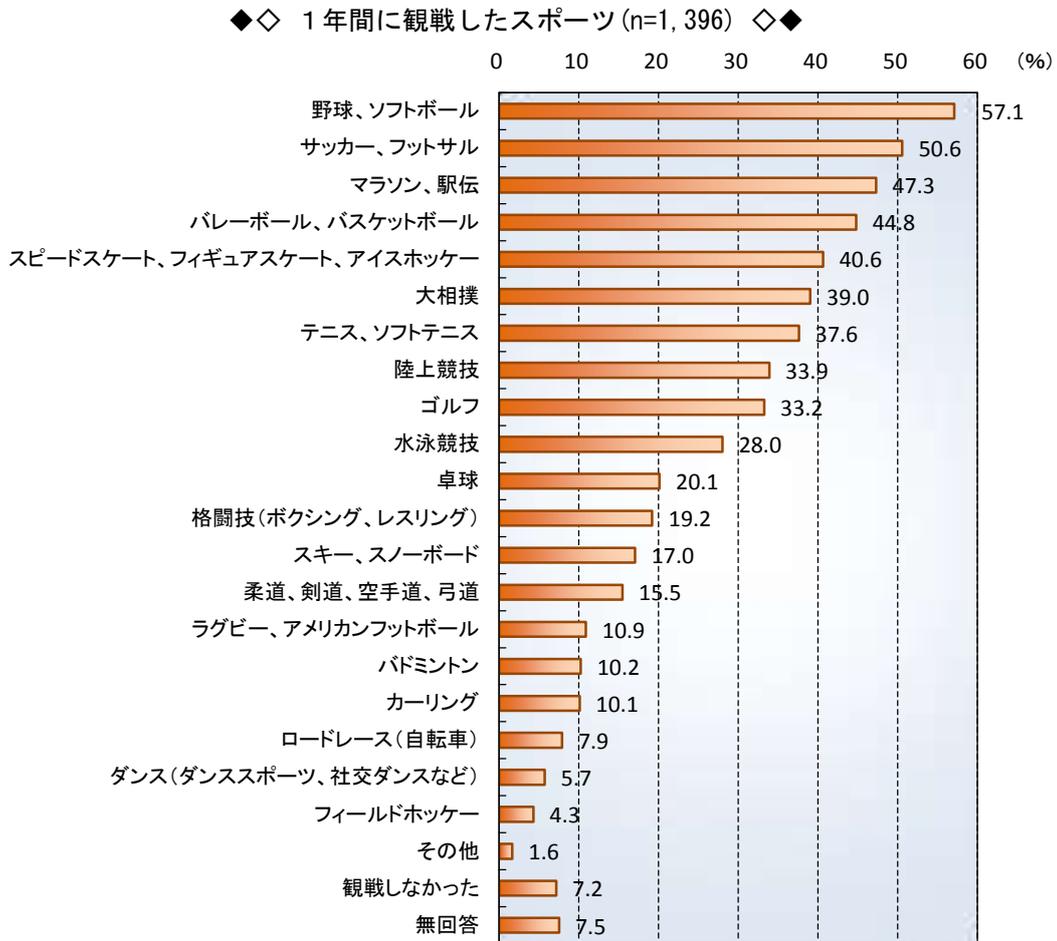
資料：市民アンケート

第2節 「観る」スポーツの現状と課題

この1年間に競技場・体育館・沿道などでのスポーツ観戦や、テレビ・ラジオでスポーツ観戦をした競技は、「野球、ソフトボール」が57.1%で最も多く、次いで「サッカー、フットサル」が50.6%となっています。

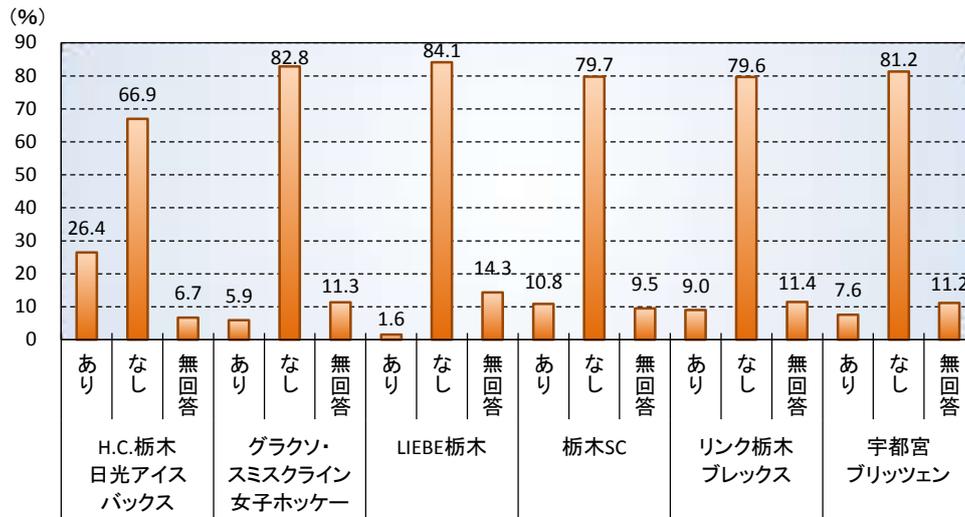
その中で、栃木県内のプロスポーツ及び日光市内のトップスポーツ団体の試合観戦経験では、全てのスポーツで観戦経験は「なし」が上回っています。市内や県内に在籍するトップスポーツを市民がいかに気軽に観ることができる環境をつくるかが課題となっています。

また、スポーツを観戦した結果、「感動した」と感じた人が最も多く、「気分転換ができた・ストレスが解消した」と感じた人や「次回も観戦したいと思った」人も多くなっています。そのため、様々なスポーツの観戦機会の提供を図るとともに、スポーツを観ることによって得られるメリットを想定した取組や周知が求められています。



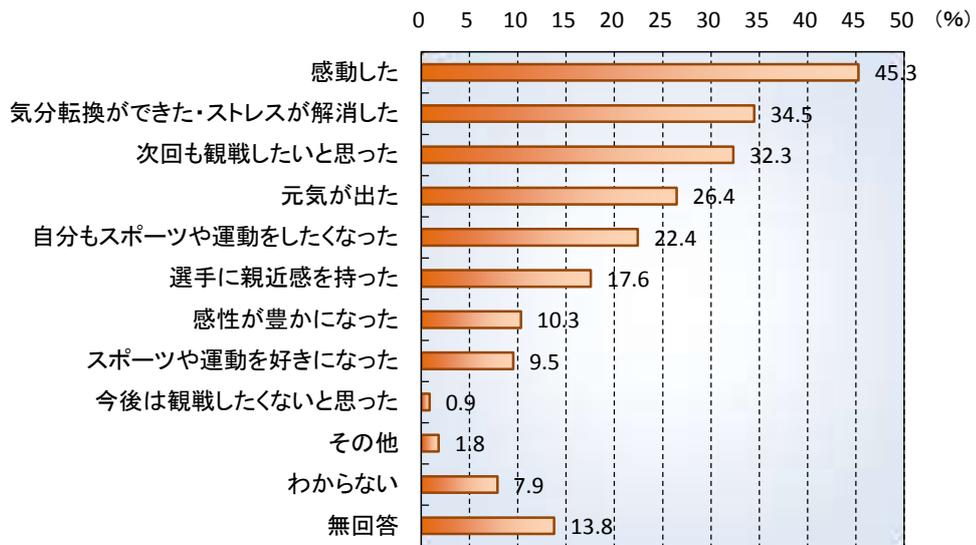
資料：市民アンケート

◆◆栃木県内・日光市内のプロ・トップスポーツなどで観戦経験のあるチーム (n=1,396) ◆◆



資料：市民アンケート

◆◆ スポーツを観戦して感じたこと (n=1,396) ◆◆



資料：市民アンケート

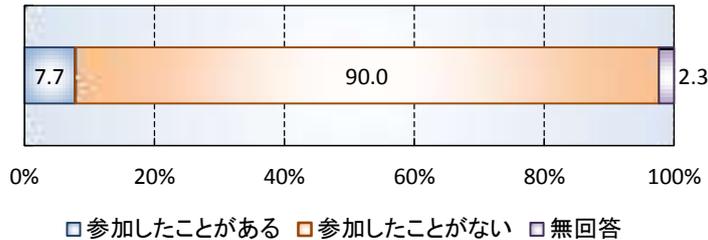
第3節 「支える」スポーツの現状と課題

近年、これまでの「するスポーツ」と「観るスポーツ」に加え「支えるスポーツ」という新しい考え方が注目されています。これは「スポーツボランティア」など、地域のスポーツ活動の支援からスポーツイベントの運営までその活動は様々です。

「市民アンケート」によると、本市においてこの1年間にスポーツに関するボランティア活動を行った人は7.7%とわずかであり、関心がある人は19.2%となっています。関心がある分野として、「スポーツイベントのボランティア」が最も多く、「地域のスポーツ活動などの運営や支援」と続いています。

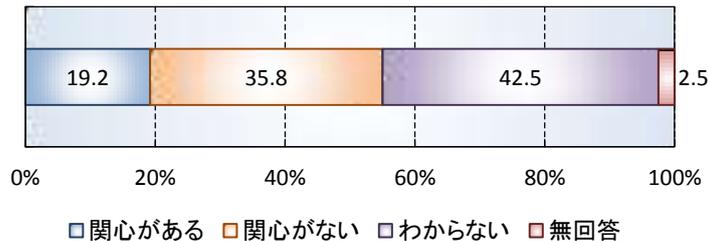
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に向け全国的にスポーツボランティアに対する理解や気運が高まる中、スポーツへの関わり方のひとつである「スポーツボランティア」が広く普及・浸透することにより、一人ひとりのスポーツライフが豊かになることが期待されます。本市においても、市民スポーツを支える上で、計画的・長期的にスポーツボランティアを育成していくことが課題といえます。

◆◇ スポーツに関するボランティアの参加の有無 (n=1,396) ◇◆



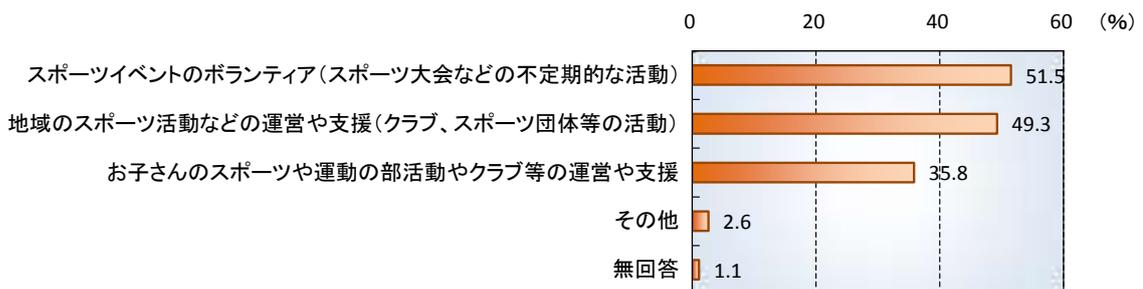
資料：市民アンケート

◆◇ スポーツボランティアへの関心の有無 (n=1,396) ◇◆



資料：市民アンケート

◆◇ どのようなスポーツボランティアに関心があるか (n=268) ◇◆



資料：市民アンケート

第4章 本計画の基本理念

■基本理念

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

スポーツ基本法の前文はこの言葉からはじまり、次に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記されています。

本市においても、「スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります」を市民憲章のひとつに掲げ、まちづくりを進めてきました。

このことを踏まえ、市民の誰もがスポーツに親しみ、楽しむことで、スポーツの力による効果を楽しみ、活力あるまちづくりの実現に向けて、次のとおり定めます。

「スポーツの力で スポーツで未来へ」
～“だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも”スポーツに親しみ、
スポーツの力で未来を創造するまち～

■本計画における基本目標

基本目標（数値目標）

指標：週1回以上スポーツを実施する成人の割合（スポーツ実施率）

平成27年度（実績） 45.7% ⇒ 平成37年度 65%

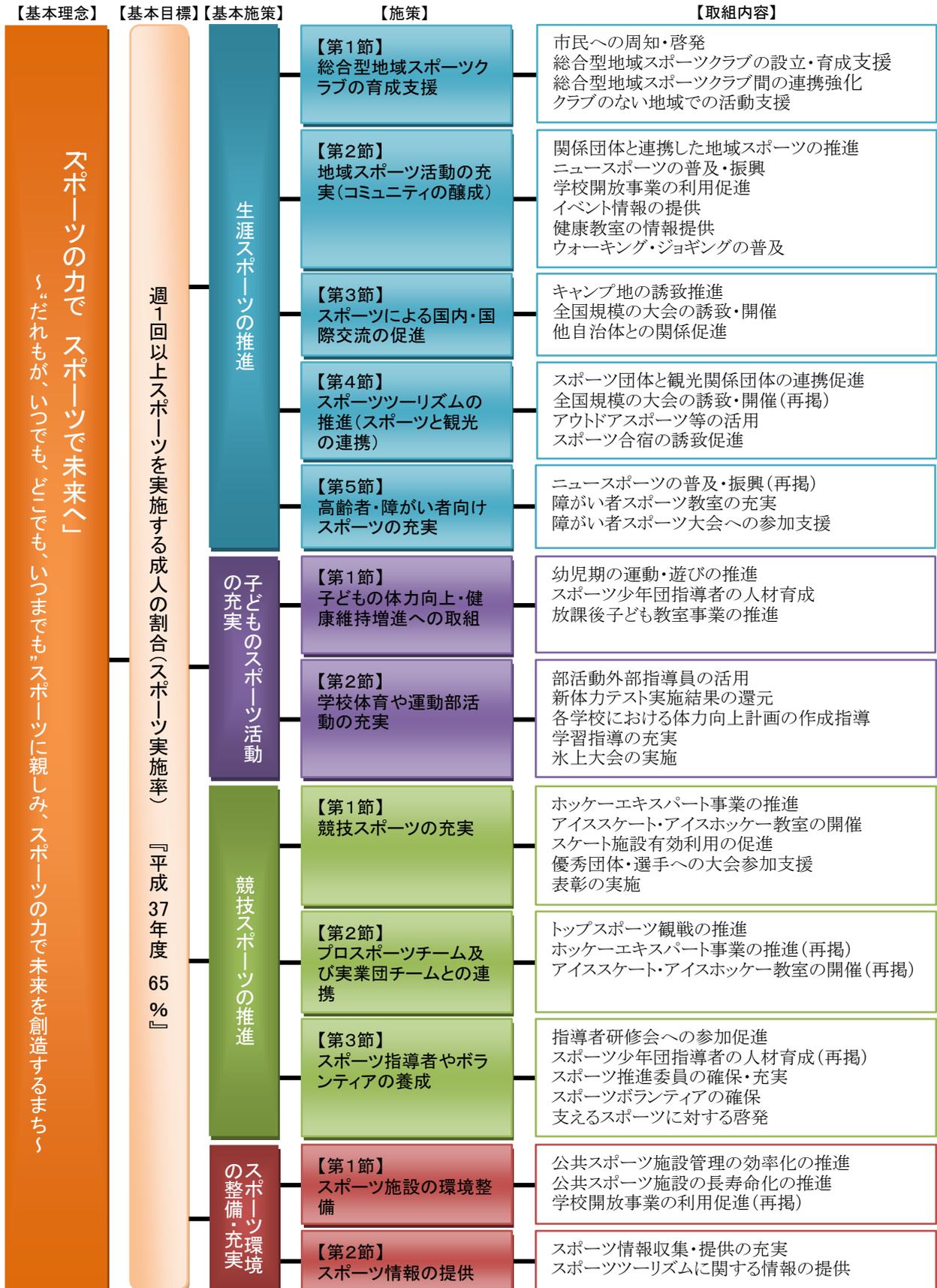
市民が生涯にわたってスポーツを親しむには、「する」スポーツはもとより、「観る」スポーツや「支える」スポーツなど、一人ひとりのスポーツとの関わり方を広げスポーツに携わっていくことが重要です。

本計画では、「スポーツの力で スポーツで未来へ」の基本理念のもと、国・県、市の関連する計画との整合を図るとともに、市民アンケート調査やスポーツ関係団体などの意見からみえた、「するスポーツ」、「観るスポーツ」、「支えるスポーツ」、「スポーツ施設」、「スポーツに関する情報」の5つの現状と課題を踏まえ、週1回以上スポーツを実施する成人の割合65%達成を目指し、次の4つの基本施策を定め計画を推進していきます。

本計画の基本施策

- 生涯スポーツの推進
- 子どものスポーツ活動の充実
- 競技スポーツの推進
- スポーツ環境の整備・充実

第5章 計画の施策体系



第2部 スポーツの推進

第1章 生涯スポーツの推進

第2章 子どものスポーツ活動の充実

第3章 競技スポーツの推進

第4章 スポーツ環境の整備・充実

第5章 計画を推進していくために

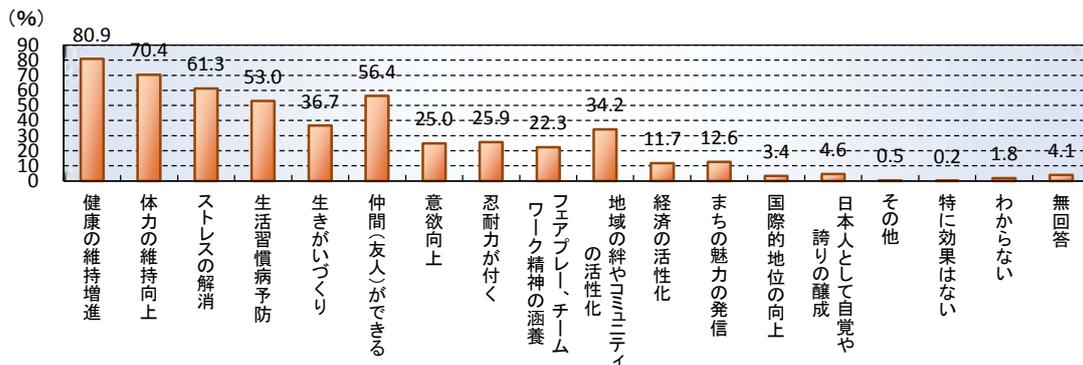
第1章 生涯スポーツの推進

「市民アンケート」によると、スポーツがもたらす効果として「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレスの解消」「仲間（友人）ができる」の回答が多くなっています。このように、スポーツは技能の向上のほか、健康づくり、仲間づくり、精神の鍛練など、幅広い効果が期待されています。

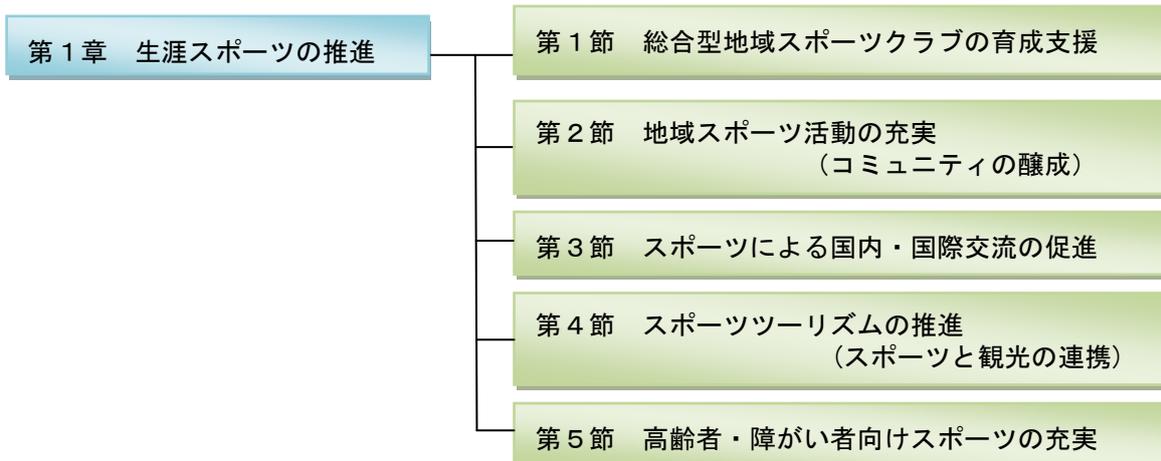
生涯を通じて健康で明るく活力に満ちた生活を送るためには、スポーツ活動に親しむ環境を整えることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者を含め、市民の誰もがそれぞれのライフステージや体力、目的に応じてスポーツ活動を実践できる場や機会を設ける必要があります。また、学生から社会人への転換期など、各ライフステージにおけるスポーツ離れを防止することも重要です。

そこで、多様化する市民のニーズを踏まえ、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」、スポーツを楽しむことができる環境の構築を推進していきます。

◆◆ スポーツのもたらす効果 (n=1,396) ◆◆



資料：市民アンケート



■数値目標

指標	現状	目標 (H32)
総合型地域スポーツクラブ会員の確保	320人 (H26)	500人
学校開放事業の利用促進 (年間利用人数の増)	144,333人 (H26)	150,000人

第1節 総合型地域スポーツクラブの育成支援

各ライフステージにおける「転換期」にあたる、“学生から社会人へ移行する時期”、“時間的なゆとりができる仕事を退職した時期”などにおいて、切れ目のないスポーツ活動を行うことは、その後のスポーツライフの充実や健康増進、体力の向上に向けて大きな意義があります。そのため、市民の誰もがいつでも身近にスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブへの加入や利用の促進に努めます。

しかし、総合型地域スポーツクラブに対する市民の認知度は依然として低い状況であり、クラブへの加入へとつながっていない状況です。そのため、市広報紙やホームページを活用し、総合型地域スポーツクラブの周知を図り、クラブへの加入促進につなげていきます。また、現在活動中の総合型スポーツクラブ間の連携体制の構築に努め、クラブの充実と基盤強化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブを運営する人材の育成強化に努めます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
市民への周知・啓発	総合型地域スポーツクラブの意義や理念について、市民への周知を図り、普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援	とちぎ広域スポーツセンターと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・人材やクラブの育成に努めます。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブ間の連携強化	総合型地域スポーツクラブ間の連携を強化し、クラブ活動の充実と基盤強化を図ります。	スポーツ振興課
クラブのない地域での活動支援	既存のスポーツクラブの協力を得て、総合型地域スポーツクラブの設置されていない地域での活動を支援し、市内全域でのスポーツ活動を推進していきます。	スポーツ振興課

第2節 地域スポーツ活動の充実（コミュニティの醸成）

スポーツを行うことで、体力の維持や健康増進などの効果が期待できます。また、スポーツは家族、友人、仲間といった人とのつながり、さらには地域と地域のつながりを深めます。そのため、地域でのスポーツ活動を通じ、「楽しみ」、「競い」、「支えあい」、「感動」を共有することで、活発な地域コミュニティを形成する環境整備を進めていきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
関係団体と連携した地域スポーツの推進	体育協会やスポーツ推進委員をはじめ、関係団体と連携しスポーツ活動を推進していきます。	スポーツ振興課
ニュースポーツの普及・振興	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興を図っていきます。	スポーツ振興課
学校開放事業の利用促進	市民の身近なスポーツ活動の場として、市立小中学校体育施設の利用を促進します。	スポーツ振興課
イベント情報の提供	市民の多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツイベントに関する情報をホームページなどの各種媒体を通じて提供することで、スポーツをする・観る・支えるなど様々な場で参加できるように取り組みます。	スポーツ振興課
健康教室の情報提供	身体機能が維持できるよう、日常生活の中で気軽に体を動かすことができる取組を周知するとともに、健康教室の開催により、身体を動かすことのできる機会を提供します。	健康課
ウォーキング・ジョギングの普及	気軽に取り組める、ウォーキング、ジョギングの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課 健康課

第3節 スポーツによる国内・国際交流の促進

本市では、全国各地から参加者を迎え交流を図る「日光杉並木マラソン大会」、「全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会」など全国規模の大会を継続して開催しています。また、観光友好都市である韓国慶州市や台湾台南市とマラソンを通じた交流も行っています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や事前キャンプ地誘致は、世界のトップアスリートの活躍を間近にみることで、次代を担う子どもたちに夢や感動を与えるとともに、世界の人々とのふれあいや異文化交流を進める絶好の機会となり、スポーツによる国内外の交流を通して豊かな心を育みます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
キャンプ地の誘致推進	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、都心からのアクセスの良さや、恵まれたトレーニング環境をPRし、キャンプ地の誘致を推進します。	スポーツ振興課 総合政策課 観光振興課
全国規模の大会の誘致・開催	全国規模の大会の誘致・開催を積極的に推進し、交流人口の拡大を目指します。	スポーツ振興課
他自治体との関係促進	姉妹都市や友好都市との市民参加型スポーツイベント、全国規模・国際的なスポーツ大会を開催・誘致し、国際・国内交流を促進します。	スポーツ振興課

■□■いろは坂女子駅伝■□■



第4節 スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の連携）

本市は、「日光国立公園」をはじめとする豊かな自然環境、国際的に認知度の高い「世界遺産 日光の社寺」、併せて温泉宿泊施設による高い収容能力とともに首都圏からの鉄道と高速道路によるアクセスにも恵まれている「自然と観光の宝庫」です。

本市では関係団体などと連携し、このような恵まれた立地条件や観光資源とスポーツが持つ「人を動かす力」を結び付け、参加交流型イベントの継続実施、全国規模の大会などの誘致・開催のほか、アウトドアスポーツ等の活用、スポーツ合宿の誘致等スポーツツーリズムを推進します。これらにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指していきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ団体と観光関係団体の連携促進	スポーツ団体及び観光関連団体等と連携し、本市の自然や環境などの観光資源を結び付け、参加交流型のスポーツ大会やイベントを開催し、市民や市外の方が様々な形でスポーツに触れることができる機会を提供していきます。	スポーツ振興課 観光振興課
全国規模の大会の誘致・開催 (再掲)	全国規模の大会の誘致・開催を積極的に推進し、交流人口の拡大を目指します。	スポーツ振興課
アウトドアスポーツ等の活用	恵まれた自然環境や、本市の地理的特性を生かしたアウトドアスポーツをはじめとする様々なスポーツを活用していきます。	スポーツ振興課 観光交流課 観光振興課
スポーツ合宿の誘致促進	本市のスポーツに適した風土を活用し誘客を図るため、スポーツ合宿の誘致を促進します。	スポーツ振興課 観光振興課

第5節 高齢者・障がい者向けスポーツの充実

健康づくりや体力の維持のためにスポーツに励む、また、スポーツを通じたコミュニケーションを楽しむ高齢者が増加しています。こうした高齢者のスポーツ活動をさらに促進させるために、高齢者がそれぞれの身体能力に応じて、気軽に始めることができるニュースポーツを推進していきます。

一方、スポーツ基本法では、障がい者のスポーツについて、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としています。障がい者が、リハビリとしてだけでなく、余暇活動としてスポーツ活動を行えるような環境を整えるとともに、運動することの楽しさやすばらしさを感じる機会を提供します。また、障がい者スポーツを支え、発展させていくため、障がい者スポーツへの理解や社会的認知度の向上のための意識啓発に取り組みます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
ニュースポーツの普及・振興 (再掲)	子どもから高齢者まで気軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興を図っていきます。	スポーツ振興課
障がい者スポーツ教室の充実	障がいのある人がスポーツを通じて交流する教室を毎年度実施します。また、栃木県スポーツ協会と連携し、スポーツに親しめるよう内容を充実するとともに、積極的な参加を呼びかけます。	生活福祉課
障がい者スポーツ大会への参加支援	栃木県主催の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、市民の障がい者スポーツに対する理解を深めるために、大会の広報を行います。	生活福祉課

■□■グラウンドゴルフ大会■□■



第2章 子どものスポーツ活動の充実

心身ともに健康で、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためには、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かすようになることが重要です。中学生は特に、生徒数の減少等により、生徒のニーズにあった運動部活動ができないなど解決しなければならない課題があります。

また、小学生のスポーツへの参加機会は、スポーツ少年団や育成会が中心であり、スポーツをする子ども・しない子どもの二極化が進行しつつあります。

そこで、児童生徒の体力向上と運動部活動を重要な課題として捉え、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが主体的に外遊びやスポーツに親しむ中で、体力や意欲、気力を高め、ねばり強く頑張る子どもの育成を目指します。

第2章 子どものスポーツ活動の充実

第1節 子どもの体力向上・健康維持増進への取組

第2節 学校体育や運動部活動の充実

■数値目標

指 標	現 状	目 標 (H32)
中学校部活動の外部指導者派遣人数	5人(H27)	10人

■□■関東スポーツ少年団ホッケー交流大会■□■



■□■日光市空手道選手権大会■□■



第1節 子どもの体力向上・健康維持増進への取組

児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあります。その原因として、異なる年齢層による外遊びの減少やスポーツの重要性に対する意識の低下、生活の利便性の向上など生活全体の変化、睡眠時間の減少、食生活の乱れ等が考えられます。体力の向上は健康の保持増進につながることから、児童生徒が自らの体力向上に関心を示すよう新体力テストの実施と分析を行うとともに、食育を含む望ましいライフスタイルの構築が求められています。

そのためには、日頃から運動やスポーツを行い、各種の運動を発達の段階に応じ適切に行わせることによって、活力ある生活を支え、遅く生きるための体力の向上を図ることが重要です。特に、就学前の幼児と小学生には、体を動かす楽しさを豊富に体験させながら、様々な体の基本的な動きを培うことができるよう、指導内容の改善と充実を図ります。

また、部活動やスポーツ少年団で活動していない子どもたちは、学校の授業以外ではあまり体を動かす機会が少ないため、身体を動かす楽しさや、いつでも気軽にできる体の動かし方を啓発していきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
幼児期の運動・遊びの推進	文部科学省が推進する「幼児期運動指針」に基づいた、幼児期における、毎日60分以上の運動・遊びを行う必要性について、家庭や関係団体に対し、周知・啓発を実施します。	スポーツ振興課
スポーツ少年団指導者の人材育成	スポーツ少年団で指導を行う、地域指導者を対象とした研修を引き続き実施します。	スポーツ振興課
放課後子ども教室事業の推進	小学校の余裕教室等を活用し、児童を対象とした放課後子ども教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、市民との交流活動等を実施します。	子育て支援課

第2節 学校体育や運動部活動の充実

児童生徒や学生の頃に運動をしていた人は、大人になってもスポーツをしている人が多い傾向にあります。そのため、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、運動やスポーツの楽しさを体験させるとともに、体力・運動能力の向上に寄与するために、保健体育の授業をはじめ、体育的行事（運動会等の学校行事）などを通して、特色ある実践が行われています。

一方で、児童生徒一人ひとりが積極的に運動やスポーツに親しめるように、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる学習や、学習したことを実生活、実社会において生かすことのできる学習内容の工夫が必要です。また、全ての児童生徒に、基礎的な体力や運動能力の向上に必要な知識や技能に係る情報を提供するとともに、家庭・地域と連携し体力や運動能力の向上に努めることが重要です。

中学校における運動部活動は、体力や運動能力の向上や健康の増進を図るだけでなく、仲間や指導者との密接なふれあいを通して豊かな人間性を育むとともに、生徒の自己実現の場として大きな意義を有する活動です。生徒の発達段階を踏まえ、一人ひとりの興味・関心・能力・適正に応じた適切な指導を行うほか、生徒が「目標」を持って運動を行うための指導を行います。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
部活動外部指導員の活用	部活動の活性化を目指して、地域人材等を部活動外部指導員として活用するとともに、学校支援地域本部事業の活用を図ります。学校のニーズを把握しながら、指導員の派遣人数や派遣回数などを調整し、外部指導員による指導の充実を図ります。	学校教育課
新体力テスト実施結果の還元	新体力テストの分析結果を各生徒や児童の活動に生かし、個人の課題が今後の体力向上の目標になるよう図っていきます。	学校教育課
各学校における体力向上計画の作成指導	新体力テストの結果や児童生徒の実態を踏まえた、体力向上計画の作成及び計画の実践に対し、学校訪問を通して、指導・助言を行います。	学校教育課
学習指導の充実	運動好きとなる子どもを育てる学習指導の工夫がなされるよう、授業について指導・助言を行います。	学校教育課
氷上大会の実施	市内小学生を対象に、氷上大会を実施し、特色ある地域スポーツの推進と、冬期間のスポーツ活動を推進します。	学校教育課

第3章 競技スポーツの推進

本市では、競技スポーツを推進していくため、関係団体と連携しジュニア期からトップスポーツに触れる機会を創出することで、スポーツ競技人口の底辺拡大を目指します。また、市民に対し、本市をホームタウンとするプロスポーツや実業団チームの試合を積極的にPRし、試合の観戦による夢や感動の共有とスポーツへの関心を高めていきます。一方、スポーツ少年団をはじめ、各種競技スポーツの指導者については、共通の理念に基づき指導にあたるよう、指導者の育成に取り組むとともに、競技スポーツを支えるボランティアの養成にも努めていきます。

第3章 競技スポーツの推進

第1節 競技スポーツの充実

第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携

第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成

■数値目標

指 標	現 状	目 標 (H32)
ホームタウンチームの試合観戦率	28.03% (H26)	40%

第1節 競技スポーツの充実

本市はアイスホッケープロチームやトップリーグに参戦しているフィールドホッケーチームなどのホームタウンとなっています。このようなトップクラスのスポーツに触れることにより、市民のスポーツへの興味を高めるとともに、スポーツ関係団体と連携し競技力向上に向けた体制の充実を図ります。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
ホッケーエキスパート事業の推進	ホッケーエキスパート事業により、スポーツ少年団、市内中学校、高校に元オリンピック選手を派遣し、競技水準の向上や競技人口の拡大を図ります。	スポーツ振興課
アイススケート・アイスホッケー教室の開催	日本唯一のアイスホッケープロチームである H.C.栃木日光アイスバックスと連携したスケート・アイスホッケー教室を開催します。	スポーツ振興課
スケート施設有効利用の促進	市内スケート施設の無料利用券を中学生以下の子どもたちに配布し、スケートに親しめる環境の向上を図ります。	スポーツ振興課
優秀団体・選手への大会参加支援	全国大会、国際大会へ出場する団体、選手に対し激励金を支給し、大会参加を支援します。	スポーツ振興課
表彰の実施	競技スポーツ大会で優秀な成績を収めた団体・選手に対し表彰を実施します。	スポーツ振興課

第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携

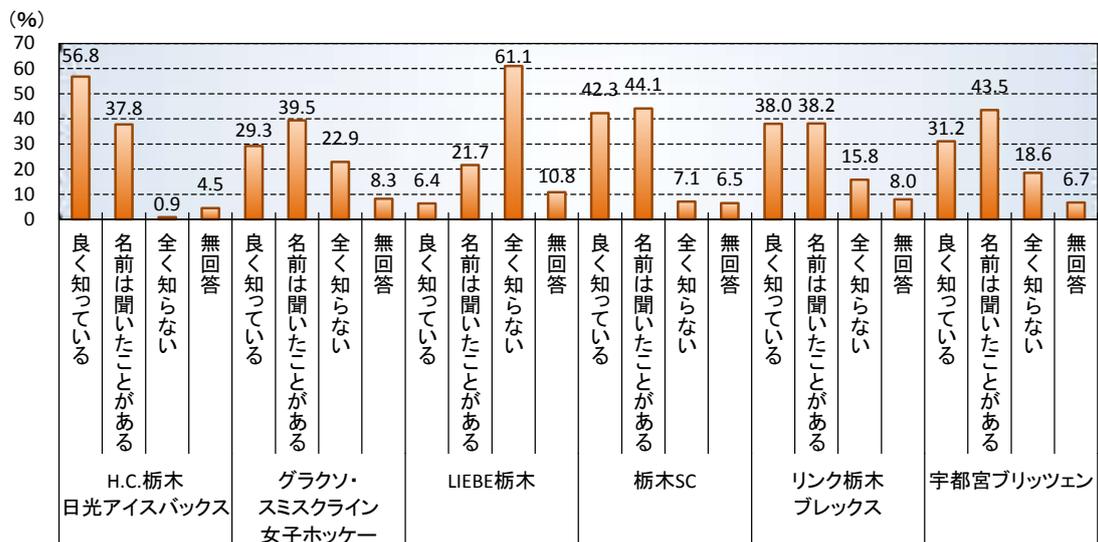
本市には、競技スポーツのトップレベルであるアイスホッケー「アジアリーグ」、フィールドホッケー「男子日本リーグ」「女子日本リーグ」で活躍する3つのチーム（H.C. 栃木日光アイスバックス、LIEBE 栃木、グラクソ・スミスクライン女子ホッケー）があります。こうした、ホームタウンで活躍するチーム・選手の試合を競技場で観戦することにより、地域の活力や感動を享受するとともに、スポーツ人口の拡大が期待できます。今後も、プロ・トップスポーツチームなどとの連携を通じて、観戦の機会の拡大や世界の舞台で活躍したトップアスリートの技術や人間的な魅力を、地域のスポーツ推進に還元できる仕組みを構築していきます。



また、県内には栃木サッカークラブ、リンク栃木ブレックス、宇都宮ブリッツェンなど、様々なトップスポーツに触れる機会が充実しています。



◆◇ 市内及び県内トップスポーツチームの認知度 ◇◇



資料：市民アンケート

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
トップスポーツ観戦の推進	本市で開催されるトップスポーツの大会について、市ホームページ等を活用し積極的にPRしていきます。	スポーツ振興課
ホッケーエキスパート事業の推進 (再掲)	ホッケーエキスパート事業により、スポーツ少年団、市内中学校、高校に元オリンピック選手を派遣し、競技水準の向上や競技人口の拡大を図ります。	スポーツ振興課
アイススケート・アイスホッケー教室の開催 (再掲)	日本唯一のアイスホッケープロチームである H.C.栃木日光アイスバックスと連携したスケート・アイスホッケー教室を開催します。	スポーツ振興課

■□■子ども教室（男子バレーボール 斎藤信治さん） ■□■



第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成

スポーツ活動を支える指導者の、専門知識の習得のための支援や、スポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより、多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、市民の主体的なスポーツ活動を支える人材の育成や、体制の整備に取り組んでいます。

しかし、スポーツ少年団や学校部活動において、専門知識を有した指導者の確保が難しい状況となっていることや、スポーツを支えるボランティアについても、今後の本市のスポーツの推進を進めていく上で、多くの人材の確保に努める必要があります。

今後、スポーツを支える活動の普及・啓発を図るとともに、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・支援に取り組めます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
指導者研修会への参加促進	各種競技団体の競技力向上や指導者の養成・資質向上を図るため、スポーツ関係団体が主催する、高いレベルの指導者研修会等の情報提供等を通じ、研修会への参加を促進します。	スポーツ振興課
スポーツ少年団指導者の人材育成（再掲）	スポーツ少年団の地域指導者を対象とした研修を引き続き実施します。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員の確保・充実	スポーツ推進委員は、地域スポーツ振興の推進役であり、行政と市民のパイプ役として期待されています。多くの熱意と能力のあるスポーツ推進委員を確保するとともに、その資質向上のため研修機会の充実を図っていきます。	スポーツ振興課
スポーツボランティアの確保	スポーツ活動の運営や補助に携わるスポーツボランティアの確保に努めます。	スポーツ振興課
支えるスポーツに対する啓発	市広報紙等を通じ、支えるスポーツに対する啓発を図り、スポーツを支える人材の育成に努めます。	スポーツ振興課

第4章 スポーツ環境の整備・充実

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められています。そのため、身近で誰もが利用できる公共スポーツ施設の果たす役割は益々大きくなっています。

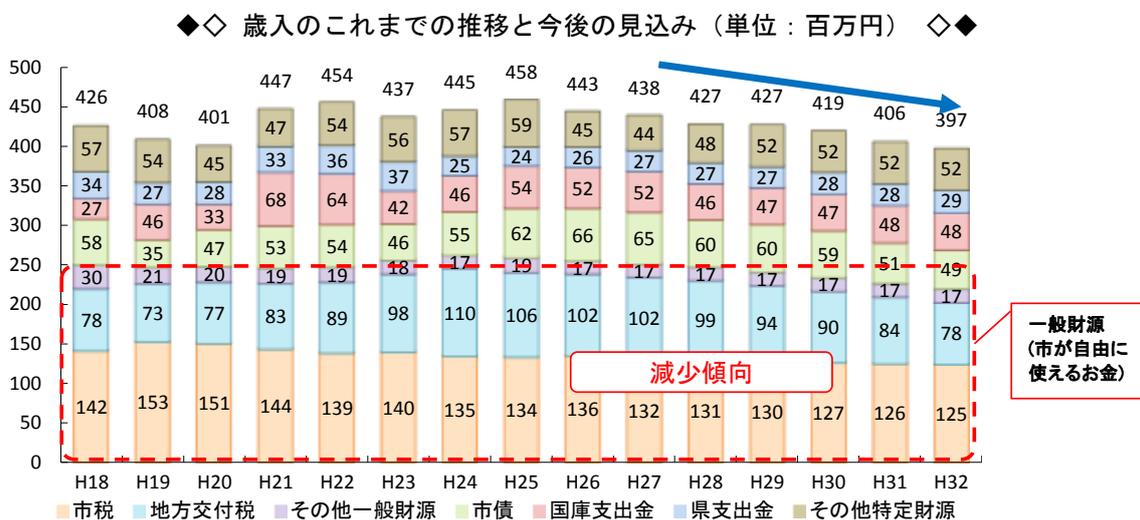
現在、本市には市内全域にわたり、多くのスポーツ施設が存在し、市民の健康の保持・増進のためのスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの場として利用されています。しかし、スポーツ施設の大半が30年以上前に建設された施設であるため、これらの維持管理費については年々増加傾向にあります。

平成27年8月、本市では公共施設の現状と課題を踏まえ、今後の少子高齢化の進展に伴う人口減少とそれに伴う財政状況の見通しから、“将来を担う次世代の負担を減らす適正な公共施設”を目指し、「日光市公共施設マネジメント計画」を策定しました。今後は、マネジメント計画と合わせ、平成30年に策定予定である「日光市公共スポーツ施設整備計画」に基づき施設の長寿命化を進めるとともに、施設の有効活用に努めます。

《公共施設(ハコモノ)に係る基本方針》

- 方針1: コストを圧縮する(施設の配置・機能を最適化し経営を効率化する)
- 方針2: ハコモノを減らす(将来の人口減少を見据えて、施設量を適正規模に見直す)
- 方針3: サービスの最適化を図る(機能重視への転換によりサービスの質を図る)

(日光市公共施設マネジメント計画)



第4章 スポーツ環境の整備・充実

第1節 スポーツ施設の環境整備

第2節 スポーツ情報の提供

■数値目標

指標	現状	目標 (H32)
スポーツ施設年間延べ利用者数	492,284人 (H26)	514,000人

今後、本市の公共スポーツ施設の整備・充実を図るには、市民のニーズや利用状況、施設の老朽化等について多角的な検証を行い進めていく必要があります。そのため、日光市公共施設マネジメント計画との整合性を図るとともに、次に示す考え方を基本として、既存施設の長寿命化を図りながら、市民の誰もが身近にスポーツに触れることができる環境の整備・充実に取り組みます。

～ スポーツ環境の整備・充実の考え方 ～

1 施設の整備について

施設の整備については、将来にわたり適正に維持管理ができる規模及び機能の充実を図ることを目的に実施していきます。

(1) 既存の施設の整備・充実について

- 既存の施設の改修については、施設の長寿命化を図ることを優先し整備します。
- 既存の施設において、重複した施設、重複した機能については、他の公共施設の有効活用も踏まえ集約化を進めます。

(既存施設の整備・充実に関し検討する事項)

- ・施設の利用者数
- ・施設の機能拡充の必要性
- ・維持費(ランニングコスト)
- ・施設の将来性
- ・施設のユニバーサルデザイン化 等

(2) 新たな施設の整備について

新たな施設を整備するには、その施設の必要性和将来性を検討し整備します。

(新たな施設の整備に関し検討する事項)

- ・施設の必要性
- ・施設を整備した場合の効果及び利用者数
- ・建設費(イニシャルコスト)
- ・維持費(ランニングコスト) 等

(3) 施設の廃止について

施設の廃止については、明らかに利用者が少なく、将来的にも有効活用が見出せない施設については、施設廃止の検討をします。

(施設の廃止に関し検討する事項)

- ・施設の必要性
- ・施設を廃止した場合の影響
- ・施設を廃止した場合の他の施設の活用
- ・維持費(ランニングコスト) 等

2 学校体育施設の有効活用について

利用者にとって身近な存在である、学校体育施設の有効活用に努めます。

3 民間施設の有効活用について

施設の整備に合わせ、民間施設の有効活用について検討していきます。

第1節 スポーツ施設の環境整備

市民の誰もが、公共スポーツ施設で安心してスポーツを行うためには、スポーツ施設の整備や機能の充実を図ることが求められています。しかし、本市が保有する公共スポーツ施設の状況は、一部の施設で老朽化が目立ってきており、計画的な施設の整備・改修が必要です。

一方、本市の財政状況は人口減少等による市税の減少が見込まれることから、今後より一層厳しくなる見通しであり、スポーツ施設の整備・改修や維持・管理についても大きな課題となっています。そのため、受益者負担の原則に基づく施設の利用料金のあり方を検討していくとともに、施設使用料の公平性を担保していく必要があります。

今後の、本市が保有する多くの公共スポーツ施設の環境整備については、多様化する利用者ニーズに対応するためにも、施設管理の効率化を進めるとともに、身近なスポーツ環境の場である、学校スポーツ施設の利用促進に努めていきます。また、“スポーツ環境の整備・充実の考え方”のもと、既存施設の長寿命化を進めるとともに、施設機能の充実を図っていきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
公共スポーツ施設管理の効率化の推進	スポーツ施設を安全で安心して利用できるよう維持管理の徹底に努めるとともに、利用者の視点に立った利用しやすいスポーツ施設の運営について進めていきます。また、引き続き指定管理者による、効率的な管理運営体制の充実を図っていきます。	スポーツ振興課
公共スポーツ施設の長寿命化の推進	利用者が安全・安心してスポーツに取り組める環境を整備するため、市が保有する公共スポーツ施設の長寿命化を推進していきます。	スポーツ振興課
学校開放事業の利用促進 (再掲)	市民の身近なスポーツ活動の場として、市立小・中学校体育施設の開放を促進します。また、市民が利用しやすいよう、管理運営の向上に努めます。	スポーツ振興課

第2節 スポーツ情報の提供

市民の誰もが生涯にわたり、スポーツを「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動に参加していくには、市民が必要とするスポーツに関する情報を提供していく必要があります。

そのため、本市では関係団体と連携し、イベント、ボランティア、指導者やスポーツ施設の利用に関する様々な情報を、市広報紙やホームページ等で提供していきます。

また、スポーツツーリズムを推進するため、スポーツに適した本市の魅力を市内外に向け発信していきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ情報収集・提供の充実	多様なニーズに対応するため、スポーツ施設、スポーツ教室、スポーツイベントなどの情報やアスリートに有益な情報を収集し、市広報紙やホームページなどで情報を提供します。	スポーツ振興課
スポーツツーリズムに関する情報の提供	本市の恵まれた自然環境などを活用したスポーツツーリズムを推進するため、スポーツに適した本市の魅力を広く市内外に発信します。	スポーツ振興課 観光交流課 観光振興課

第5章 計画を推進していくために

第1節 計画の実現に向けた市民や関係団体との連携・協働

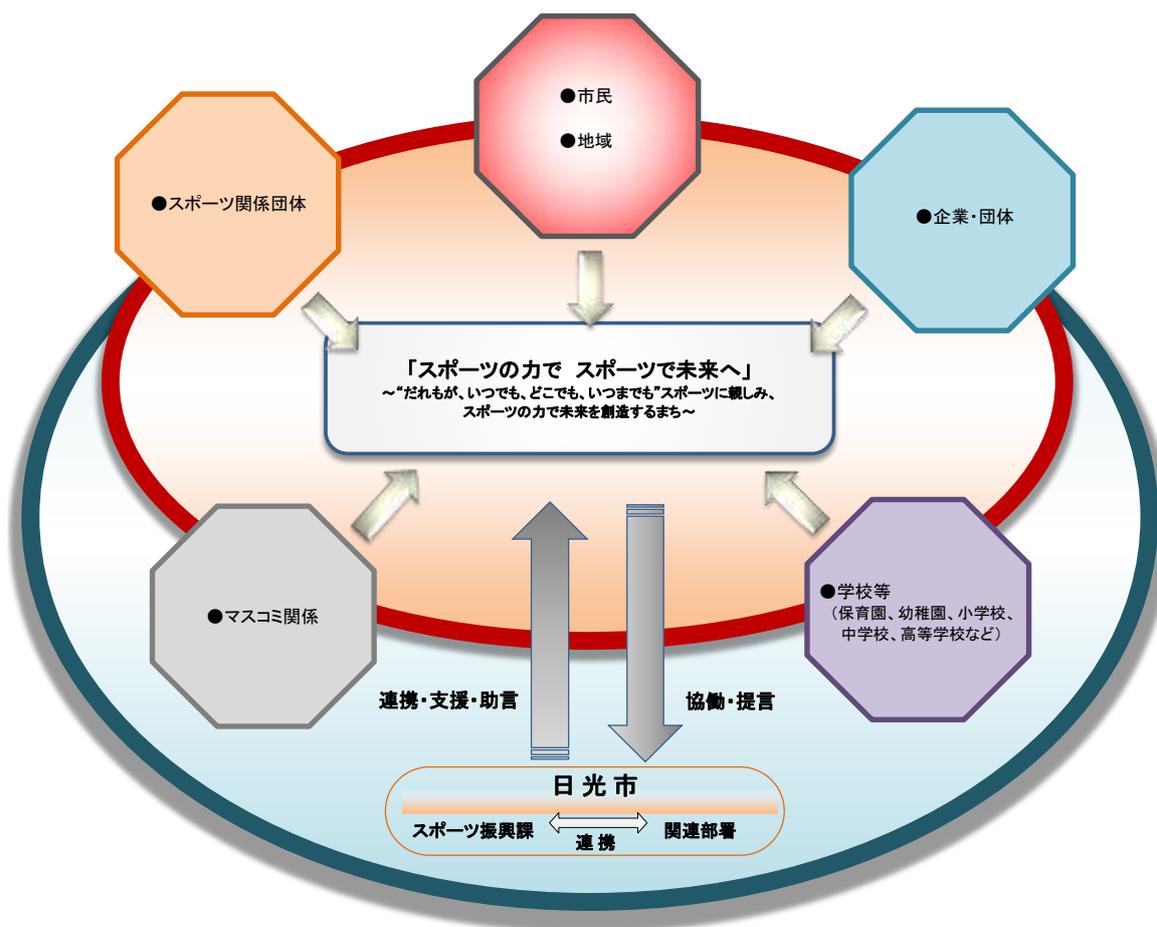
本計画の達成に向けては、市民、地域、学校やスポーツに関わる多くの団体、行政などの各主体が、それぞれの役割を分担し、連携・協働して取り組む必要があります。

行政はこうした多様な主体間の連携と調整を図る役割を担うことから、ネットワークの構築に努め、計画を推進していきます。

また、本市では市民の健康増進の取組をはじめ、スポーツの持つ多面的な価値を活用した、地域活性化やスポーツツーリズムの推進等、各部局において様々な施策を展開していることから、これらの各部局との横断的な連携を深め取り組んでいきます。

そして、各主体が相互に連携・協働し、本計画の目標達成のための4つの基本施策である、「生涯スポーツの推進」「子どものスポーツ活動の充実」「競技スポーツの推進」「スポーツ環境の整備・充実」の実現を目指します。

◆◇ 計画推進のための連携・協働体制（イメージ） ◇◇



第2節 スポーツを支える関係団体の役割

本市には、日光市体育協会、日光市スポーツ少年団、日光市スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブなど、様々なスポーツ団体が活動を行い、それぞれの役割を適切に果たしながら、市民のスポーツ活動の推進に努めています。

(1) 日光市体育協会の役割

日光市体育協会は、平成18年の新「日光市」誕生を機に、同年7月にアマチュアスポーツの統一組織として発足しました。現在は9支部と25専門部、スポーツ少年団、スポーツ指導者協議会によって構成されています。

本協会は「スポーツの振興・普及」及び「市民の体力向上」を目的に、子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しみ、生き生きとした生活を送れるよう、スポーツ大会やイベントの実施に取り組んでいます。今後も、地域に根差した組織として、市民スポーツの充実を図るとともに、市民のスポーツ活動の推進に向け、大きな役割を担っていきます。

◆◇ 日光市体育協会 支部一覧 (9支部) ◇◆

支部名	連絡先	
今市支部	今市公民館	22-6211
落合支部	落合公民館	27-1111
豊岡支部	豊岡公民館	21-8216
大沢支部	大沢公民館	26-1975
塩野室支部	小林公民館	26-8117
日光支部	日光公民館	53-3700
藤原支部	藤原公民館	76-1200
足尾支部	足尾公民館	93-3322
栗山支部	栗山公民館	97-1139

平成28年3月末日現在

◆◇ 日光市体育協会 専門部一覧 (25専門部) ◇◆

陸上競技	野球	卓球	ソフトテニス
サッカー	バスケットボール	バレーボール	弓道
剣道	柔道	スキー	山岳
ホッケー	バドミントン	アイスホッケー	テニス
射撃	空手	ゴルフ	ソフトボール
ボウリング	スケート	馬術	カーリング
グラウンドゴルフ			

(2) 日光市スポーツ少年団の役割

日光市スポーツ少年団は日光市体育協会の中に位置づけられ、子どもたちの自由時間を活用し、スポーツ活動を行っている団体です。現在、市内には約 80 の団があり、2,000 人の団員と 600 人の指導者が活動しています。スポーツの技術を身に付けるだけでなく、スポーツを通じて様々な規律を学び、協調性や相手を思いやる心を育む活動をしています。

(3) 日光市スポーツ推進委員協議会の役割

日光市スポーツ推進委員協議会は、本市のスポーツの推進を図るため、各地域において、スポーツの実技指導や、スポーツ推進のための事業の実施に係るコーディネーターとしての活動を行っています。今後も、各委員の資質・指導力の向上を図りながら、市民の生涯スポーツの進展に寄与することを目的として活動していきます。

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

総合型地域スポーツクラブは、「多種目」、「多世代」、「多志向」の3つの多様性に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができ、また、クラブ会員一人ひとりがスポーツの受け手となると同時に作り手となる形態のスポーツクラブです。スポーツだけではなく、文化活動も取り入れ、身近な地域でスポーツや文化活動を楽しみながら健康に暮らすとともに、地域コミュニティの活性化の核となることが期待されています。

◆◇ 各総合型地域スポーツクラブの概要と主な種目 ◇◆

クラブ名	クラブの概要	主な種目
スポーツクラブ YOU GO ! 	総合型地域スポーツクラブ「YOU GO !」は、男女を問わず 10 代から 60 代以上まで、多世代にわたり様々なスポーツ活動を行い、市民のスポーツ活動を支えています。また、スポーツ振興くじの助成を受けスポーツ用具を購入し、新規事業を考案し会員増に努めています。	ユニカール、スポーツ吹矢、ランニング、グラウンドゴルフ、バドミントン、卓球、太極拳、バレーボール、ショートテニス、ハイキング、ヨガ、総合運動
みんなで楽しむ スポーツクラブ 	総合型地域スポーツクラブ「みんなで楽しむスポーツクラブ」は、誰もが、気軽に、スポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯スポーツ社会の実現と、スポーツを通じて多世代のコミュニケーションの場をつくり、新たな地域社会の実現を目的として活動しています。	ボールエクササイズ、卓球教室、バレー教室、日光 PHOENIX バスケット、フラダンス教室、キンダー教室、ヨガ教室、ジュニアチャレンジスポーツ教室、カーリング教室

クラブ名	クラブの概要	主な種目
スポーツクラブ おおさわ 	総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブおおさわ」は、豊かなスポーツライフの実現と市民との交流を理念とし、会員の情報交換やスポーツの普及、コミュニティの活性化や住民の健康増進を目的に活動しています。	健康体操、ユニカール、ショートテニス、ラージボール卓球、グラウンドゴルフ、ゴルフ

平成 28 年 3 月末日現在

(5) 日光市レクリエーション協会の役割

日光市レクリエーション協会は市内のレクリエーション団体相互の連携を図るとともに、市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活に資することを目的に、合併前の今市市で平成 10 年に発足しました。現在、市民の余暇の充実と健康増進を図るため、レクリエーションとスポーツを通じた、市民参加型のイベントを展開しています。また、現在 3 つの団体が加盟しており、それぞれの団体がレクリエーションの普及に努めています。

◆◇ 日光市レクリエーション協会 加盟団体一覧 (3 団体) ◇◆

マジッククラブ	アロハ・イン・ニッコウクラブ	パドルジャークスクラブ
---------	----------------	-------------

(6) 公民館事業の役割

本市で保有する 17 の公民館では、それぞれの地域ニーズに応じた、様々なスポーツ事業を実施しており、市民の生活がより豊かになるような活動を展開しています。また、体操やダンスなど軽スポーツ・ニュースポーツの利用のために施設を貸し出し、今後とも市民の身近なスポーツ活動の場として充実していきます。

◆◇ 公民館で開催している事業例 ◇◆

散策ウォーキング	整体ウォーキング	登山入門
ふれあいハイキング	自然観察トレッキング	自然散策
かんたんエクササイズ	ラテン骨盤エクササイズ	健康体操
スローエアロビクス	健康リラックスヨガ	太極拳
健康ランニング	駅伝競走トレーニング	ピラティス
クロスカントリースキー体験	幼児わくわく運動	バランスボール
ニュースポーツ体験	ラージボール卓球	グラウンドゴルフ

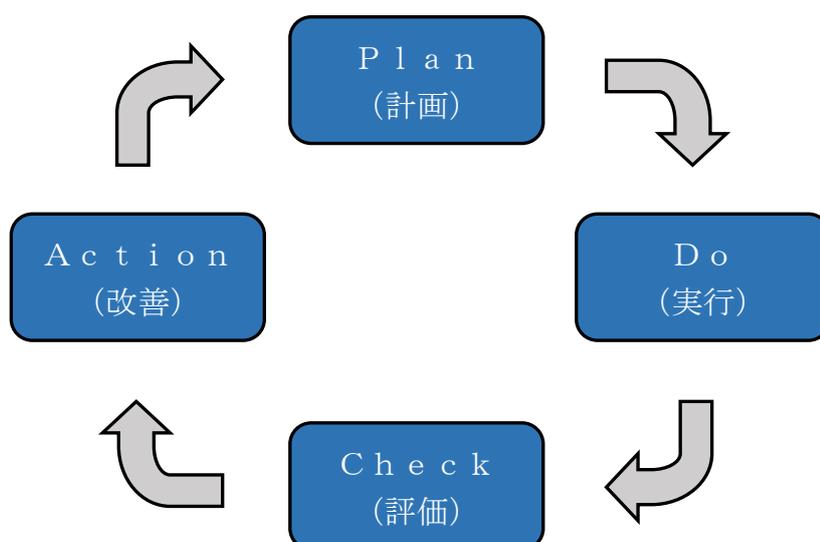
第3節 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、「日光市スポーツ推進審議会（※）」に報告し、適切な進行管理を図ります。

※日光市スポーツ推進審議会：スポーツ基本法に基づき設置された、市のスポーツ推進施策の諮問機関

また、PDCAサイクル（※）を導入し、市民に対し定期的に達成状況を公表し、計画の進捗状況の周知を図るとともに、進行管理の透明性の向上に努めます。

※Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）



第4節 財源の確保

本計画の推進にあたっては、厳しい財政状況を考慮しつつ、国の補助金制度やスポーツ振興くじの助成制度を活用するなど、多様な財源の確保に努めます。

■□■日光杉並木マラソン大会■□■



資料編

策定までの主な経過

日光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

日光市スポーツ推進計画策定委員会 名簿

日光市スポーツ推進審議会条例

日光市スポーツ推進審議会委員 名簿

スポーツ基本法

策定までの主な経過

◆◇ 日光市スポーツ推進計画策定経過 ◇◆

月 日	会議名等	備 考
平成 27 年		
7 月 17 日	スポーツ推進審議会	○計画骨子説明
8 月 12 日	日光市スポーツ推進計画策定委員会	○委嘱状交付 ○計画骨子説明
10 月 20 日	日光市スポーツ推進計画策定委員会	○計画原案の検討
10 月 20 日	日光市スポーツ推進計画策定に係る庁内ワーキンググループ会議	○計画原案の検討
10 月 27 日	日光市スポーツ推進計画策定に係る庁内ワーキンググループ会議	○計画原案の検討
11 月 5 日	日光市スポーツ推進計画策定委員会	○計画原案の検討
11 月 5 日	日光市スポーツ推進計画策定に係る庁内ワーキンググループ会議	○計画原案の検討
11 月 16 日	日光市スポーツ推進計画策定委員会	○計画原案の検討
平成 28 年		
2 月 3 日～	日光市スポーツ推進計画原案 パブリックコメント	
3 月 2 日	日光市スポーツ推進審議会	○計画原案の諮問

日光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日光市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための日光市スポーツ推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項の調査及び検討を行うため、日光市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 推進計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市立の小学校又は中学校を代表する者
- (4) 公募により選任された者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 7 条 委員会は、第2条の規定による所掌事項を行ったときは、必要に応じ教育委員会に報告するものとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

日光市スポーツ推進計画策定委員会 名簿

氏名	所属	
星野 隆	日光市体育協会 今市支部	
藤田 高行	日光市体育協会 日光支部	委員長
川村 誠一	日光市体育協会 藤原支部	
石原 保雄	日光市体育協会 足尾支部	
寺澤 耕三	日光市体育協会 栗山支部	
上吉原 浩	日光市スポーツ少年団	
吉原 徳人	日光市スポーツ推進委員協議会	副委員長
高橋 恵子	日光市スポーツ指導者協議会	
清野 寿美江	日光市スポーツボランティア協議会	
福田 昭	総合型地域スポーツクラブ YOU GO!	
鈴木 義成	総合型地域スポーツクラブ みんなで楽しむスポーツクラブ	
倉持 有加子	学校教育関係者	
伊原 ふみ江	日光市身体障がい者福祉連合会	
星野 仁志	一般社団法人日光市観光協会	
土田 英二	トップスポーツ関係団体	
藤森 好枝	幼児教育関係団体	
稲垣 保男	日光市公共施設適正配置に係る市民検討会議	
手塚 有一	日光市公共施設振興公社	
宮脇 強志	公募による市民	
後藤 正美	公募による市民	
中村 祐司	宇都宮大学教授	アドバイザー

日光市スポーツ推進審議会条例

平成 20 年 3 月 19 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、日光市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 23 条例 32・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツ事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 条例 32・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門事項の調査及び研究をさせるため必要に応じて、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長の意見を聴き、及び審議会の同意を得て教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者

- (2) 関係行政機関の職員

- 3 専門委員は、専門事項について調査及び研究した事項に関し、審議会に意見を述べることができる。

- 4 専門委員は、専門事項の調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(事務局)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則(平成23年9月16日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の日光市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)の施行の際現にこの条例による改正前の日光市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている日光市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の条例の規定により委嘱されている日光市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

日光市スポーツ推進審議会委員 名簿

平成 27 年 6 月現在

氏 名	所 属	
君島 昌夫	日光市体育協会	
大島 サワ	日光市体育協会	
菅沼 節子	日光市体育協会	
渡邊 満	日光市スポーツ推進委員協議会	副会長
安田 里子	日光市スポーツ指導者協議会	
長田 幸子	日光市スポーツ少年団本部	会 長
柴田 功	日光市校長会	
小野 夕里	日光地区観光協会連合会	
伊藤 洋二	上都賀教育事務所	
坪山 正克	公益財団法人栃木県体育協会 今市青少年スポーツセンター	

スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適

切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

【表紙使用写真】

《表表紙(左から)》

- ・日光いろは坂女子駅伝大会
- ・日光杯 全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会
- ・支部対抗男女混合ソフトバレーボール大会(体協)
- ・第16回全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー選手権大会

《裏表紙(左から)》

- ・栃木県民スポーツ大会(バスケットボール)
- ・山岳部雪山登山訓練(体協)
- ・冬季学校スケート教室
- ・栃木県民スポーツ大会(野球)

日光市スポーツ推進計画

平成28年3月

発行/日光市 教育委員会

編集/日光市 教育委員会事務局 スポーツ振興課

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL (0288) 21-5183

FAX (0288) 21-5185

